

受講生募集中!!

「輸送の安全確保」の実現に向けて
～関係法令等の基礎知識を習得し、物流の安全管理のエキスパートを目指す～

第25期 (令和3年度)

物流安全管理士講座

- 多彩な講師陣による5ヶ月全10回のカリキュラム
- 一般社団法人愛知県トラック協会認定「物流安全管理士」資格を授与

申込期日 5月14日まで
定員60名(定員に達し次第、終了します。)



<お問い合わせ>
愛知県トラック協会
研修部 安全指導課
TEL : 0561-36-1010

詳しくは、愛ト協Webサイト 又は 資格認定講座ガイドにてご覧ください。

「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人
愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名/

パスワード/ 　　　　　　　　　　です。

※有効期限：令和3年4月30日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

- ◆ 第9回 常任理事会 …… 1
- ◆ 新入会員 …… 13
- ◆ 会員事業者名称等変更 …… 14
- ◆ 支部だより …… 15
- ◆ ドライバー研修(初任コース) …… 16
- ◆ ドライバー研修(一般コース) …… 17
- ◆ (公社)全日本トラック協会
ドライバー等安全教育訓練
助成制度のご案内 …… 18
- ◆ Mission1st ミッションファーストHP
をご活用ください …… 21
- ◆ 特殊車両の適切かつ
合理的な誘導に向けて …… 22
- ◆ 過積載運行の防止等
について(お願い) …… 27
- ◆ 押印を求める手続の見直し等の
ための国土交通省関係政令の一部
を改正する政令が閣議決定 …… 32
- ◆ 令和2年度トラック・セーフティ・ラリーの
実施結果について …… 37
- ◆ 令和2年度トラック・セーフティ・ラリー
愛知県警交通部長と愛ト協会長との
連名表彰受賞者 …… 40
- ◆ 令和3年度『トラック・セーフティ・ラリー』
のご案内 …… 41
- ◆ 令和2年度『交通安全表彰』
について …… 45
- ◆ 名古屋トラックステーション
【一部施設の休止及び運営時間変更】
のお知らせ …… 49
- ◆ 業務中における交通事故防止に
向けた注意喚起について …… 50
- ◆ 出張診断・出張講習を実施しました …… 51
- ◆ 令和2年度 社会保険セミナー開催 …… 52
- ◆ 業務課からのお知らせ …… 53
- ◆ 軽油価格調査 …… 55
- ◆ 一般貨物自動車の
増減車動向について …… 56
- ◆ 支部行事 …… 57
- ◆ 青年部会 …… 58
第2回研修セミナーを開催/令和2年度(公社)全日本
トラック協会青年部会 全国大会の開催
- ◆ 女性部会 …… 59
- ◆ 陸 災 防 …… 60
ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル
- ◆ 国道23号通行ルール …… 64

第9回 常任理事会

新型コロナウイルス感染防止の観点から書面会議によるみなし決議にて成立した

理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年2月3日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事

理事 寺岡 洋一

議事録の作成に係る職務を行った理事

理事 牟田 光良

(決議事項)

1. 総務委員会からの答申について

資料『総審議1』記載のとおり原案が承認された。※別添「資料1・2」参照

2. 入退会の承認について

資料『総審議2』記載のとおり原案が承認された。※別添「審議2」参照

入会4社/退会2社 2月承認時点会員数2,658社

(報告事項)

1. 安全性評価事業の認定結果について ※別添「報告1」参照

資料『報告1』のとおり報告を受けた。

2. 支部行事実施結果について ※別添「報告2」参照

資料『報告2』のとおり報告を受けた。

3. 交通事故情勢について

資料『報告3』のとおり報告を受けた。

【県内事故】(令和2年12月)

集計数 種別	月計			年計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生率	2,396	13	2,800	24,885	154	29,563
前年比	-377	-1	-493	-5,951	-2	-7,448
増減率(%)	-13.6	-7.2	-15	-19.3	-1.3	-20.1

【事業用トラック】(令和2年12月)

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事業用	4	4	33	33
会員	2	2	19	19
第一原因	1	1	10	10



2020年度 安全性評価事業 認定結果状況 (愛知県)

支部等	申 請 数			認 定 数			認定率
	事業者数	事 業 所 数		事業者数	事 業 所 数		
		うち新規	うち新規		うち新規	うち新規	
第一支部	42 (43)	71 (63)	7 (8)	41 (42)	70 (62)	7 (7)	98.6% (98.4%)
第二支部	27 (45)	36 (59)	6 (6)	27 (45)	36 (58)	6 (5)	100.0% (100.0%)
第三支部	47 (53)	52 (75)	11 (5)	47 (53)	52 (75)	11 (5)	100.0% (97.1%)
第四支部	29 (24)	52 (38)	2 (5)	28 (24)	48 (38)	2 (5)	92.3% (100.0%)
尾東支部	76 (70)	127 (142)	24 (15)	75 (68)	123 (140)	24 (13)	96.9% (97.3%)
尾西支部	61 (52)	71 (61)	24 (12)	61 (52)	71 (59)	24 (11)	100.0% (98.5%)
知多支部	34 (30)	37 (34)	7 (5)	32 (28)	35 (32)	7 (5)	94.6% (100.0%)
西三支部	81 (63)	101 (74)	20 (13)	81 (61)	101 (73)	20 (12)	100.0% (100.0%)
東三支部	31 (38)	40 (44)	9 (10)	30 (37)	43 (43)	9 (10)	97.5% (97.0%)
非会員	20 (21)	28 (26)	13 (12)	19 (18)	27 (24)	12 (11)	96.4% (100.0%)
合 計	448 (439)	615 (616)	123 (91)	441 (428)	602 (604)	122 (84)	--
取下げ件数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	--
審査対象数/認定数 (昨年度比)	447 (438)	614 (615)	122 (90)	441 (428)	602 (604)	122 (84)	98.0% (98.2%)
	102.1%	99.8%	135.6%	103%	99.7%	145.2%	--

※ () は2019年度の件数

2020年度 安全性評価事業認定結果

1. 評価結果

単位:件

	事業者数	事業所数
申請	448	615
取下げ	1	1
認定審査対象数	447	614

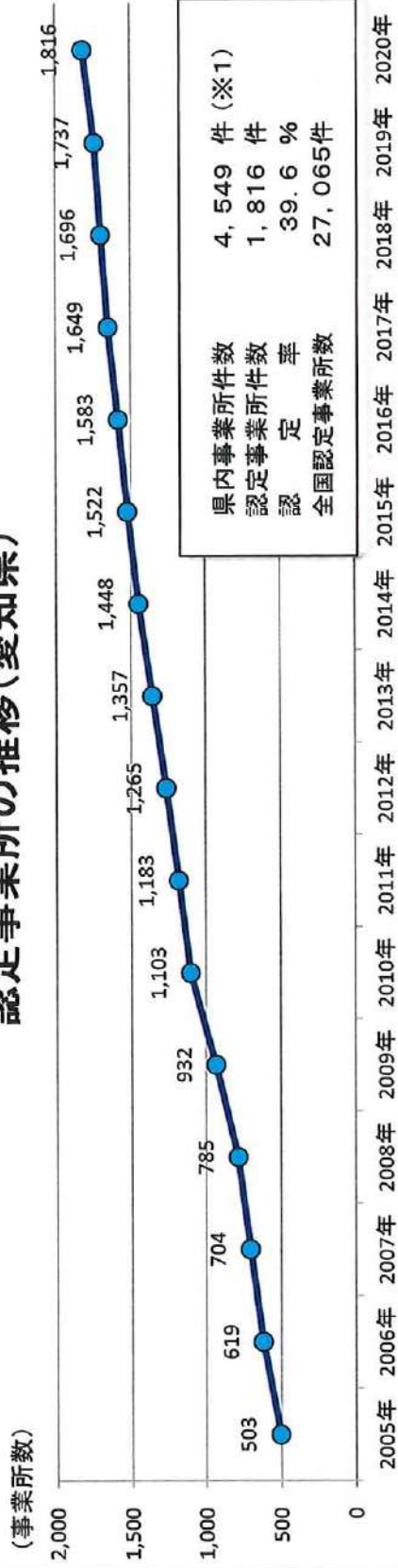


認定数	441	602
認定率	98.7%	98.0%

2. 認定事業所数 (上位5県)

順位	都道府県	審査対象	認定事業所	認定率
1	愛知県	614	602	98.0%
2	埼玉県	607	597	98.4%
3	大阪府	596	577	96.8%
4	東京都	564	559	99.1%
5	神奈川県	497	487	98.0%
∴	∴	∴	∴	∴
	全国合計	9,475	9,296	98.1%

認定事業所の推移(愛知県)



※1. Gマークは配置車両数5両以上の事業所でなければ申請できないため、県内事業所件数は5両以上の事業所数をを用いている。

10～12月 支部行事实施結果報告

○交通安全活動

No.	実施日	実施内容	規模	実施支部名
1	令和2年10月3日	「トラックの日」交通安全運動街頭パレード(豊橋市内) 豊橋警察署及び中交協東三支部と連携し、トラックに横断幕を掲げ、パトカーを先導に豊橋市内の街頭パレードを行い、交通事故防止を呼びかけ安全運転の啓発活動を行った。	参加人員 18名 参加車両 7両	東三支部
2	令和2年10月9日	北代会「10月9日トラックの日 トラックパレード及びあいと型飛び出し坊や等設置式」(北区 霊光院駐車場) セレモニー終了後、北区19学区各区内の通学路等に注意喚起の看板を設置し、県内交通死亡事故ワースト1脱却のため、併せてトラックパレードにて10月9日トラックの日の広報並びにドライバーへの注意喚起を行った。	参加人員 12名 参加車両 4両	名古屋第一支部
3	令和2年10月9日	名中会・東菱会「10月9日トラックの日 中・東警察署 合同トラックパレード」(栄広場) セレモニー終了後10月9日トラックの日の広報並びにトラック及びパトカーによる交通安全パレードを実施した。また、交通安全啓発のチラシを同封したマスクケースやリフレクター等を配布し、交通事故防止を訴える広報啓発活動も併せて実施した。	参加人員 13名 参加車両 4両	名古屋第一支部
4	令和2年10月20日	瑞徳部会「反射材着用キャンペーン」(愛知県トラック会館) 歩行者や自転車利用者に対し、反射材を配布し、通行車両にはサイン板を掲げ夜間時の事故根絶を呼びかけた。	参加人員 2名	名古屋第二支部
5	令和2年10月20日	ゼロの日街頭活動(港区主要交差点5箇所) トラックの交通安全運動のみならず、交差点横断歩道で歩行者保護を実施した。	参加人員 15名	名古屋第三支部
6	令和2年10月21日	緑警察署管内トラック交通安全協力会 「反射材着用キャンペーン」(緑警察署・緑区役所) 緑警察署長と管内の事故情勢について意見交換を行った後、歩行者や自転車利用者に対し、反射材を配布し夜間時の事故根絶を呼びかけた。	参加人員 2名	知多支部
7	令和2年10月24日	瀬戸旭・守山部会「第47回道路標識等清掃活動」 (瀬戸市内) 11班に分かれ、瀬戸市内一円の道路標識及びカーブミラーを清掃し、交通事故防止に努めた。	参加人員 33名	尾東支部
8	令和2年10月30日	ゼロの日街頭活動(港区主要交差点5箇所) トラックの交通安全運動のみならず、交差点横断歩道で歩行者保護を実施した。	参加人員 15名	名古屋第三支部
9	令和2年11月6日	東海警察署管内トラック交通安全協力会「交通安全教室」 (東海市立緑陽小学校) トラックの左折巻き込み実験や制動距離を行いトラックの特性について体験してもらった。	参加人員 12名 参加車両 2両	知多支部
10	令和2年11月10日	ゼロの日街頭活動(港区主要交差点5箇所) トラックの交通安全運動のみならず、交差点横断歩道で歩行者保護を実施した。	参加人員 15名	名古屋第三支部
11	令和2年11月11日	機動広報パトロール出発式・反射材着用キャンペーン (大高緑地公園) 白バイ・パトカーの先導のもとトラック5台が名古屋市南部地域をパトロールし、区民の交通安全意識の高揚を行い、付近の幼稚園児に対し反射材を着用し交通安全講話を実施するなど交通事故防止を図った。	参加人員 15名 参加車両 5両	名古屋第二支部 ・ 知多支部
12	令和2年11月20日	常滑警察署管内運送事業者交通安全協力会 「機動広報パトロール出発式」(イオンモール常滑) 白バイ・パトカー、関係団体の広報車とともにトラック1台が管内のパトロールを実施し、交通事故防止を呼びかけた。	参加人員 2名 参加車両 1両	知多支部

13	令和2年11月26日	半田警察署管内トラック交通安全協力会 「反射材着用キャンペーン」(半田警察署) 半田警察署長と管内の事故情勢について意見交換を行った後、歩行者や自転車利用者に対し、反射材を配布し夜間時の事故根絶を呼びかけた。	参加人員 2名	知多支部
14	令和2年11月26日	春日井部会「年末の交通安全決起大会」(イオン春日井店) 交通安全宣言などのセレモニー終了後、イオン春日井店前にてハンドプレートを用いて通行車両に交通安全を呼びかけた。	参加人員 2名	尾東支部
15	令和2年11月30日	東海警察署管内トラック交通安全協力会 「ライトアップキャンペーン」(東海警察署・アイチ物流(株)) 反射材素材で塗装した横断幕を大型車両2台に装着し、前方からライトを照射し、夜間時の反射材の効果と早めのライト点灯を通行車両に呼びかけた。	参加人員 20名 参加車両 2両	知多支部
16	令和2年11月30日	岡崎部会「交通安全パレード」(岡崎市内) 西三河トラック輸送サービスセンターにて交通安全宣言などのセレモニー終了後、道の駅「藤川宿」にてハンドプレートを用いて通行車両に交通安全を呼びかけた。	参加人員 6名 参加車両 2両	西三支部
17	令和2年12月1日	第三班「年末の交通安全県民運動に伴うキャンペーン」 (キリンビール株式会社名古屋工場) 西枇杷島警察署管内にて、飲酒運転根絶に伴う交通安全啓発活動を実施。通行車両等に対し、交通安全を呼び掛けた。	参加人員 3名	尾西支部
18	令和2年12月2日	瀬戸旭・守山部会「飲酒運転根絶キャンペーン」 (パロー城山店) 店舗前の歩道にて通行車両に対してハンドプレートを用いて交通安全を呼びかけた。	参加人員 6名	尾東支部
19	令和2年12月3日	交通安全街頭パレード(港区内幹線道路) パトカー及び白バイの先導により、トラックのパレードを実施し、交通安全を呼びかけた。	参加人員 30名 参加車両 11両	名古屋第三支部
20	令和2年12月3日	交通安全啓発活動(エクボ岩塚店) 来店者に対して啓発物品を配布し、交通安全を呼びかけた。	参加人員 2名	名古屋第四支部
21	令和2年12月3日	春日井部会「歩行者保護啓発キャンペーン」(ナフコ坂下店) 店舗前の歩道にて通行車両に対してハンドプレートを用いて交通安全を呼びかけた。	参加人員 4名	尾東支部
22	令和2年12月3日	交通安全トラック・リレーパレード(尾西支部 支部管内全体) 尾西支部トラック輸送サービスセンターで、愛知県警尾張部7署(一宮署、稲沢署、津島署、西枇杷島署、江南署、犬山署、小牧署)の協力により、尾西支部 支部管内等を2コースに分かれトラック10両により交通安全パレードを実施し、飲酒運転根絶等の交通安全を呼び掛けた。パレード前には、センター前にてサイン板を掲示し交通安全抑止の啓発活動を実施した。	参加人員 36名 参加車両 10両	尾西支部
23	令和2年12月4日	北ト会「金びか大作戦」(DCMカーマ21城北店) 魔の時間帯(17時~19時)に、自転車で来店した方に対し、自転車に反射材の取り付けをおこなった。また、トラックの荷台を使い、反射材をプラネタリウムにみたて反射材の有効性を啓発した。	参加人員 5名 参加車両 1両	名古屋第一支部
24	令和2年12月4日	小牧部会「交通安全街頭大監視活動」(武道館前交差点) 通行車両に対してハンドプレート及び横断幕を用いて交通安全を呼びかけた。	参加人員 34名	尾東支部
25	令和2年12月7日	名中会「元中日ドラゴンズ吉見一樹選手による一日警察署長~年末交通安全キャンペーン~」(栄広場) セレモニー終了後、吉見一日警察署長とともに反射材等を配布し、歩行者への交通事故防止を呼びかけた。	参加人員 2名	名古屋第一支部
26	令和2年12月7日	碧南部会「交通安全パレード」(碧南・高浜市内) 碧南警察署や関係団体と共に会員事業者の車両に交通安全を呼びかける横断幕を設置し、交通安全パレードを行った。	参加人員 8名 参加車両 3両	西三支部

27	令和2年12月8日	名西会「年末交通安全運動キャンペーン」 (ヨシヅヤ名古屋西店前) 夕方の5～7時は「魔の時間」夕暮れ時の交通事故防止のスローガンを掲げ、チラシや交通安全啓発グッズを配布し、サイン版の掲出活動を行い交通安全を呼びかけた。	参加人員 7名	名古屋第一支部
28	令和2年12月8日	瑞穂部会「ライトオン関係キャンペーン」 (パロマ瑞穂スタジアム) 機動広報出発後、瑞穂公園交差点にて、車両運転者にライトオンの広報を行い、交通安全を呼びかけた。	参加人員 8名	名古屋第二支部
29	令和2年12月9日	瑞穂部会「ライトオン関係キャンペーン」 (名鉄堀田駅) 周辺の商業施設の来場者に対し、反射材を配布し夜間における交通事故の発生状況を説明し、交通事故防止を図った。	参加人員 2名	名古屋第二支部
30	令和2年12月9日	交通安全啓発活動(ヤマナカ八田フランチ館) 来店者に対して啓発物品を配布し、交通安全を呼びかけた。	参加人員 2名	名古屋第四支部
31	令和2年12月9日	春日井部会「歩行者保護啓発キャンペーン」 (ナフコ春日井店) 店舗前の歩道にて通行車両に対してハンドプレートを用いて交通安全を呼びかけた。	参加人員 6名	尾東支部
32	令和2年12月10日	名中会「年末の交通安全県民運動 シートベルト呼びかけキャンペーン」(大須交差点) 通行車両へのハンドプレートによるシートベルトの使用及び交通安全の呼びかけを行い、コロナウイルス感染症対策のため、啓発品等を机に置き、啓発品を受けとった人に対し園児が交通事故防止を訴える広報啓発活動も併せて実施した。	参加人員 2名	名古屋第一支部
33	令和2年12月10日	水曜会「年末交通安全運動キャンペーン」 (アピタ千代田橋店) 来店客に対し約500人に反射材及び啓発チラシ入りエコバックを配布し、夜間時の積極的な反射材の活用及び事故防止の呼びかけを行った。	参加人員 6名	名古屋第一支部
34	令和2年12月11日	北ト会「第2回金ぴか大作戦」 (MEGADON・キホーテ名古屋本店) 魔の時間帯(17時～19時)に、自転車で来店した方に対し、自転車に反射材の取り付けをおこなった。また、トラックの荷台を使い、反射材をプラネタリウムにみたくて反射材の有効性を啓発した。	参加人員 7名 参加車両 1両	名古屋第一支部
35	令和2年12月11日	緑警察署管内トラック交通安全協会「交通安全教室」 (名古屋市立平子小学校) トラックの左折巻き込み実験や制動距離実験を行いトラックの特性について体験してもらった。	参加人員 5名 参加車両 2両	知多支部
36	令和2年12月25日	北ト会「北警察署管内「交通死亡事故0」連続700日達成 事故防止決起集会」 (名古屋高速道路公社ネックス・プラザ広場) 交通事故抑止のための決起集会を行いトラックパレードや反射材の配布、自転車への反射材の取り付けなど交通事故抑止に向け啓発活動を実施した。	参加人員 7名 参加車両 2両	名古屋第一支部
交通安全活動 36 回			延べ参加人員 366名 延べ参加車両 57両	

○支部セミナー、各種研修・講習会

No.	実施日	実施内容	規模	実施支部名
1	令和2年10月16日	経営管理セミナー(ホテルシーパレスリゾート) 演題:「運送業界の現状について ～通達改正強化の中で～」 講師: ㈱瀧澤・佐藤事務所 代表取締役 瀧澤 学 氏	参加人員 62名	東三支部
2	令和2年10月17日	交通安全・事故防止 特別講演会(東海市立文化センター) 演題:「ながらスマホ運転の危険性について」 講師: 愛知県立一宮東特別支援学校 教諭 則竹 崇智 氏 演題:「交通安全講話」 講師: 愛知県警察東海警察署 交通課長 久保田 英男 氏	参加人員 110名	知多支部
3	令和2年10月19日	トラック安全総会・支部セミナー(ホテルグランコート名古屋) 演題:「働きやすい職場認証制度」取得支援セミナー 講師: グローアップ社会保険労務士 山下 智美 氏 演題:「最近の運輸情勢・標準的な運賃の告示」について 講師: 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官 鈴木 隆史 氏	参加人員 50名	名古屋 第二支部
4	令和2年10月29日	支部セミナー(名鉄ニューグランドホテル) 演題:「プロスポーツと企業との関わり方 ～世界を舞台に戦うプロゴルファーとして～」 講師: プロゴルファー・ゴルフ解説者 タケ小山 氏	参加人員 81名	名古屋 第三支部 第四支部
5	令和2年11月6日	「働きやすい職場認証制度」対策セミナー(WEBセミナー) 演題:「働きやすい職場認証制度のポイント」 講師: 東京海上日動火災保険株式会社 海上業務部 名古屋事務グループ長 小田 茂樹 氏	参加人員 7名	東三支部
6	令和2年11月20日	交通対策委員会 交通安全講習会(東京第一ホテル錦) 演題:「最近の交通情勢と運転者管理について」 講師: 愛知県港警察署 交通課長 一木 克明 氏	参加人員 30名	名古屋 第三支部
7	令和2年11月26日	労働セミナー(愛知県トラック会館) 演題:「自動車運転者の働き方改革について」 講師: 名古屋西労働基準監督署 第四方面主任監督官 遠藤 浩司 氏 演題:「運送業における労働災害発生状況と災害防止 対策等について」 講師: 名古屋西労働基準監督署 安全衛生課長 貞方 豊 氏	参加人員 45名	名古屋 第四支部
8	令和2年11月26日	交通労働災害防止研修会(ホテルシーパレスリゾート) 演題:「最近の交通事故発生状況について」 講師: 豊橋警察署 交通課長 本多 幸治 氏 演題:「働き方改革と災害防止について」 講師: 豊橋労働基準監督署 第四方面主任監督官 三戸部 孝敏 氏	参加人員 43名	東三支部
9	令和2年12月8日	第2陸青会「第2回研修会」(愛知県トラック会館) 演題:「勝ち残る運送会社」が採用する賃金体系と人事・ 評価制度とは? 講師: 三井住友海上経営サポートセンター 課長 早川 一郎 氏	参加人員 10名	名古屋 第二支部
10	令和2年12月12日	知多陸青会「第2回研修会」(蕭海風) 演題:「勝ち残る運送会社」が採用する賃金体系と人事・ 評価制度とは? 講師: 三井住友海上経営サポートセンター 課長 早川 一郎 氏	参加人員 8名	知多支部
11	令和2年12月18日	事故防止セミナー(半田市立福祉文化会館) 演題:「無事故に挑む!～潜在”脳”力の高め方～」 講師: メンタルプロデューサー 川谷 潤太 氏	参加人員 40名	知多支部
支部セミナー、各種研修・講習会 11 回			延べ参加人員 486名	

○その他行事

No.	実施日	実施内容	規模	実施支部名
1	令和2年12月21日	東葵会「交通安全DVD寄贈」(東区交通安全協会) 事故防止等の安全教育に役立てていただくよう交通安全DVDを寄贈した。	参加人員 1名	名古屋 第一支部
2	令和2年12月22日	水曜会「交通安全DVD寄贈」(名東区交通安全協会) 事故防止等の安全教育に役立てていただくよう交通安全DVDを寄贈した。	参加人員 1名	名古屋 第一支部
3	令和2年12月23日	水曜会「交通安全DVD寄贈」(千種区交通安全協会) 事故防止等の安全教育に役立てていただくよう交通安全DVDを寄贈した。	参加人員 1名	名古屋 第一支部
その他行事 3回			延べ参加人員 3名 延べ参加車両 0両	

第49回近代化基金融資推薦申し込み状況表

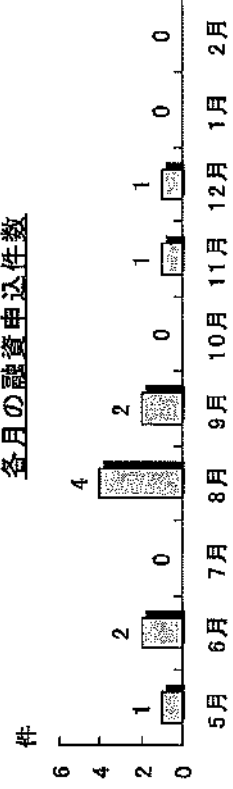
資料 1

(令和 2年12月18日現在)

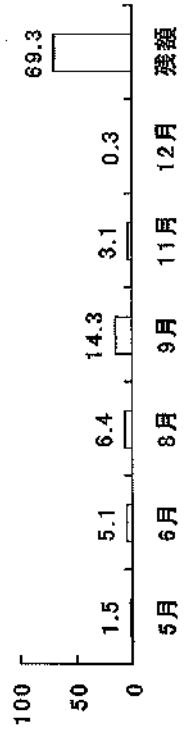
融資総枠 700,000 単位(千円)

項目	業 別										共同 体	合 計
	物流施設	福利厚生施設	荷役機械・車両等	事務機器	低 公 管	省 エ ネ	設備補修	フオーグリアフト	小 計			
申 込 数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
本制度資金	0	0	2,250	0	0	0	0	0	0	2,250	0	2,250
《 本制度利用 》			運送・採用新車									
5月 (1件)												
6月 (2件)												
7月 (1件)												
8月 (4件)												
9月 (2件)												
10月 (1件)												
11月 (1件)												
12月 (1件)												
1月 (1件)												
2月 (1件)												
累計 (11件)												

各月の融資申込件数



% 融資総枠に対する各月の融資申込金額の割合



推薦一覧表

(様式5号別紙)

番号	申込者	支部	資本金 (千円)	保有 車両数	会費	申込金額 (千円)	資金使途	利子 補給率	購入 車両数	融資申込店予定
00001	022280 2011 丸藤急送株式会社	東三支部	15,000	18	○	2,250	車 両	0.3	1,003	商工中金・豊橋

第10回近代化基金融資推薦申し込み状況表

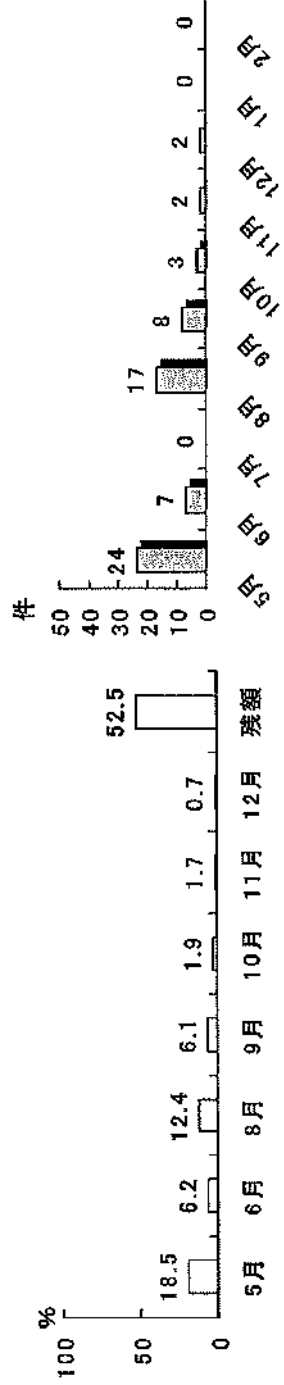
資料 2

(令和 2年12月18日現在)

融資総枠 2,500,000 単位(千円)

項目	個別企業	車両等	備考
申込数	2		
本制度資金	17,840		
《本制度利用》	<最新規制適合車両進> 購入予定車両型式 2RC 2両 計 2両		
5月	462,440千円 (24 件)		
6月	154,990千円 (7 件)		
7月	千円 (件)		
8月	308,840千円 (17 件)		
9月	153,390千円 (8 件)		
10月	48,180千円 (3 件)		
11月	42,570千円 (2 件)		
12月	17,840千円 (2 件)		
1月	千円 (件)		
2月	千円 (件)		
累計	1,188,250千円 (63 件)		

各月の融資申込件数



第10回 ポスト
 利子補給率 0.3%

推薦一覧表

(様式5号別紙)

番号	申込者	支部	資本金 (千円)	保有 車両数	会費	申込金額 (千円)	資金使途	代替 車両数	融資申込店予定
013680 00001	2062 株式会社シャチャライン	尾西支部	16,000	80	○	9,840	ポスト	001 1	001 1 商工中金・名古屋
027690 00002	2063 株式会社ジェイ・ロジコム	尾西支部	30,000	73	○	8,000	ポスト	001 1	001 1 商工中金・名古屋

新 入 会 員

支 部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
尾東	マルティ運輸 (株)	〒486-0833 春日井市上条町5丁目77番	竹内 永二	0	12	0	(0568) 41-8341 FAX 41-8342
尾東	マルハチ工業 (株)	〒509-0238 岐阜県可児市大森1685番地1 (連) 〒487-0004春日井市玉野町192番地	森山 博臣	13	0	0	(0568) 51-0863 FAX 51-8243
尾西	ムービングマスタージャパン (株)	〒292-0837 千葉県木更津市木材港23-4 (連) 〒480-0202 西春日井郡豊山町豊場高前10	西崎 研一	0	3	2	(0568) 68-7571 FAX 68-7572
尾西	丸三水産 (株)	〒515-0507 三重県伊勢市村松町桜本2231番地 (連) 〒481-0045 北名古屋市中之郷栗島115	西宮 浩一	2	2	1	(0568) 25-9292 FAX 25-9295

退 会 会 員

支 部	名 称	所 在 地
尾東	(株) ジェットエクスプレス	名古屋市中村区
尾西	(株) こさきサービス	津島市

会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
2020/12/1	事業者住所 連絡先住所	第二	興和運輸株式会社 名古屋市天白区福池2丁目428番 468-0049 名古屋市天白区福池2丁目428番	名古屋市天白区井の森町26 468-0047 名古屋市天白区井の森町26
2020/12/3	代表者	第二	米山運輸株式会社 遠本 政憲	田淵 隆市
2020/12/1	事業者名	尾東	共同輸送株式会社 中京物流センター	共同輸送株式会社 名古屋営業所
2021/1/12	事業者名 住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	尾東	株式会社コラピス 春日井営業所 春日井市鷹来町3181-1 486-0804 春日井市鷹来町3181-1 0568-86-3415 0568-86-3416	株式会社コラピス 小牧営業所 小牧市大字東田中字上池1256-1 485-0826 小牧市大字東田中字上池1256-1 0568-47-5317 0568-47-5318
2020/12/1	事業者住所 連絡先住所	尾西	株式会社長澤 津島市橋町六丁目125番地1 492-8167 稲沢市長束町青木田87番地1	稲沢市大塚町善世3394番地27 492-8216 稲沢市大塚町善世3394番地27
2020/12/3	事業者住所 連絡先住所	尾西	株式会社GAT企画 津島市越津町柳之内55番地 496-0012 津島市越津町柳之内55番地	弥富市鯛浦町上六107 498-0023 弥富市鯛浦町上六107
2020/12/5	支部	尾西	株式会社丸進ロジスティクス 尾東支部	尾西支部
2020/12/21	代表者	尾西	株式会社御幸倉庫 長村 悦之	村瀬 生一
2021/1/12	事業者住所	尾西	有限会社尾濃運輸 一宮市西萩原字下出9-1	一宮市大和町荻安賀字川田99-1
2021/1/18	事業者住所	尾西	有限会社北村産業 犬山市字天神5番1	犬山市字中道28-1
2020/12/8	事業者住所 連絡先住所	知多	知多特殊自動車株式会社 知多市岡田薬師前21-1 478-0021 知多市岡田薬師前21-1	知多市岡田美里町3-A 478-0062 知多市岡田美里町3-A
2020/12/15	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	知多	中藤有限会社 東海市東海町二丁目5番7号 476-0015 東海市東海町二丁目5番7号 052-618-5134 052-618-5145	知多市新知字北浦75-6-603 478-0017 知多市新知字北浦75-6-603 0562-85-4188 0562-85-6643
2020/12/7	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	西三	株式会社セイカ運輸 碧南市城山町2-13-3 SOLE城山101 447-0037 碧南市城山町2-13-3 SOLE城山101 0566-70-8057 0566-70-8058	安城市横山町下毛賀知127番地4 ロイヤルオノ103号室 446-0045 安城市横山町下毛賀知127番地4 ロイヤルオノ103号室 0566-91-2377 0566-91-2378
2020/12/8	事業者名	西三	株式会社コーヨー流通システム	有限会社コーヨー流通システム
2020/12/16	代表者	西三	足助貨物株式会社 小木曾 浩一	小木曾 憲司
2020/12/21	電話番号 FAX番号	西三	株式会社mirai計画 0561-76-7032 0561-76-7033	0561-69-2712 0561-69-2334
2020/12/17	FAX番号	東三	株式会社スマヤテクニカルサービス 0533-84-8272	0533-89-8993

01 行事

支部	開催日	場所	内容
尾西	2月13日	津島神社	第四班 交通安全祈願祭



尾西 津島神社

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について

国土交通省及び全ト協より新型コロナウイルスの予防・まん延防止の徹底について周知依頼がありました。会員の皆様におかれましても下記URLに記載の対策に従い、予防・まん延防止徹底にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告いただくようお願い致します。

◆首相官邸ホームページ『新型コロナウイルス感染症に備えて』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

ドライバー研修（初任コース）

※年間20回開催！開催日は愛ト協HPよりご確認ください！！

初任診断付き



Point 1 : 初任運転者に行う特別な指導項目に対応

Point 2 : 受診義務がある初任診断付き

Point 3 : 安全な運転方法・技術の向上

Point 4 : 全ト協助成利用で**実質負担額0円**で研修受講可能。 ※宿泊受講等の条件あり。



座学（15時間） ※内容は「1366号」に基づき実施します。

1



初任診断（ナスバ方式にて実施）

2



運転実技（4時間＋夜間2時間）

3



[料金]

[2泊3日] 大型・トレーラー 34,350円 / 中型・準中型 32,700円

[通い3日] 大型・トレーラー 19,910円 / 中型・準中型 18,260円

※記載金額は会員価格(税込み)です。

《お問合せ》 研修部 研修課 TEL:0561-36-1010

ドライバー研修（一般コース）

一般診断付き

※ 年間20回開催！開催日は愛ト協HPよりご確認ください！！



Point 1 : 一般ドライバーに行う年間指導項目に対応

Point 2 : Gマーク申請に使用可能な一般診断付き

Point 3 : 運転実技で基本操作の振り返り

Point 4 : 全ト協助成利用で**実質負担額0円**で研修受講可能。※宿泊受講等の条件あり。



座学（14時間） ※内容は「1366号」に基づき実施します。

1



一般診断（CRTにて実施）

2



運転実技（1.5時間）

3



[料金]

[2泊3日] 大型・トレーラー 32,150円 / 中型・準中型 31,050円

[通い3日] 大型・トレーラー 16,610円 / 中型・準中型 15,510円

※記載金額は会員価格(税込み)です。

《お問合せ》 研修部 研修課 TEL:0561-36-1010

(公社) 全日本トラック協会

ドライバー等安全教育訓練助成制度

のご案内



なんと最大で全額助成、
実質負担額 0 円で研修が受講できます！
※助成対象は宿泊での受講に限ります。

助成金額の一例【※1 記載金額は大型車の一般料金の場合】

	ドライバー研修 +《初任コース》	ドライバー研修 +《一般コース》	添乗指導者養成研修
① 通常価格	61,850円	51,950円	64,450円
② 全ト協助成金額 (※2)	61,850円 (Gマーク無し：43,350円)	51,950円 (Gマーク無し：36,450円)	64,450円 (Gマーク無し：45,150円)
実質負担額 【① - ②の金額】	0円 ^(※1) (Gマーク無し：18,500円)	0円 ^(※1) (Gマーク無し：15,500円)	0円 ^(※1) (Gマーク無し：19,300円)

※1 受講時には一般料金での申込み・支払いとなります。申請完了後、定められた助成金額をお振込みいたします。

※2 Gマーク認定事業所は全額助成、それ以外は7割助成。

○助成対象、条件等

1. 全ト協が指定する研修を受講完了された方
(上記の3研修が指定研修です。)
2. 愛ト協会員事業者であり、受講者が愛知県内の認可営業所等に所属する従業員である
3. 年度あたり1事業所2名まで

○実施・申請期間 (予算上限に達し次第終了)

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

○お問合せ先

一般社団法人愛知県トラック協会

研修部 研修課 TEL：0561-36-1010

○申し込み時にご用意いただくもの

1. ドライバー等安全教育訓練助成申込書(※3)
2. ドライバー等安全教育訓練助成報告書(※3)
3. 研修参加報告書
4. Gマーク認定書 (取得事業者のみ)

○受講後にご用意いただくもの

5. 修了証の写し
 6. 受講費用を証明できる明細書類の写し
- 以上の書類を研修終了後7日以内に中部トラック総合研修センターまで郵送してください。

(FAX不可)

※3 様式類は愛ト協HPにて取得してください。

公益社団法人 全日本トラック協会

ドライバー等安全教育訓練助成制度（令和3年度）のご案内

目的

ドライバーの安全意識や安全運転技術の向上のために、全ト協の指定する総合的な安全教育訓練施設に、ドライバー等を派遣し訓練を実施しようとするトラック事業者に対して助成を行うものです。

対象の施設、研修、日程及び助成金額

愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターで実施する初任ドライバー研修等を含む、全国の指定研修施設で実施する研修
(詳細は愛知県トラック協会ホームページをご参照ください。)

対象

愛知県トラック協会に加入している事業者でかつ愛知県内の認可営業所等に雇用、所属されている従業員。

予定実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（予算上限に到達次第終了）

注意事項

- ①助成金の予算上限に到達次第、年度内であっても助成は終了となります。
- ②各研修施設に期日までに研修料金を前納して下さい。受講を修了し、所定の手続きを終えた事業者に助成金が支払われます。
- ③より多くの方にご利用いただくため、1年度あたり1事業所につき2名までとします。
- ④研修お申込みの前に愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターまで確認のご連絡を下さい。受講後の申請は認められません。
TEL (0561) 36-1010
- ⑤研修修了後、概ね7日以内に必要書類を郵送して下さい。(FAX不可)
手続きが遅延すると助成を受けられない場合がございます。予めご了承下さい。

お問合せ先 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
研修部 研修課

電 話 0561-36-1010

FAX 0561-36-1210

助成制度のお申込から受給までのながれ

- ①愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターへ助成金予算残高の事前確認をして下さい。TEL (0561) 36-1010
↓
- ②教育訓練施設へ研修の予約をして下さい。
↓
- ③ドライバー等安全教育訓練助成申込書(様式1)に必要事項を記入、押印して下さい。
↓
- ④愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターへドライバー等安全教育訓練助成申込書を提出して下さい。
↓
- ⑤教育訓練施設へ受講料の納入をして下さい。
↓
- ⑥安全教育訓練(研修等)を受講して下さい。
↓
- ⑦愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターへ必要書類を郵送して下さい。(FAX不可)
↓
- ⑧愛知県トラック協会中部トラック総合研修センターから全日本トラック協会へ助成金の請求をします。
↓
- ⑨事業所へ助成金の支給をいたします。※支給時期は四半期ごとになります。

研修施設から修了証等が授与されます。
訓練を受けた受講者が研修参加報告書(様式3)を作成して下さい。

お申込みにあたり準備していただくもの

- ア、ドライバー等安全教育訓練助成**申込書**(様式1)
 - イ、ドライバー等安全教育訓練実施**報告書**(様式2)
 - ウ、研修参加報告書(様式3)
 - エ、Gマーク事業者はGマーク認定書の写し(有効期限内のもの)
- ※申込時はア、エの2点を(Gマーク事業所以外はアの1点)を提出してください。

研修終了後に提出していただくもの

- ア～エ(上記)に加え
 - オ、修了証の写し
 - カ、受講費用を証明できる明細書等の写し
- 以上5点(もしくは6点)の書類のご記入、押印等をご確認の上、研修受講後概ね7日以内に愛知県トラック協会中部トラック総合研修センター宛に郵送して下さい。(FAX不可)

事業者のみなさまへ

中部ブロック事業用自動車安全対策会議からのお知らせ

Mission 1st ミッションファーストHPをご活用ください
～事故防止に向け、一つずつ着実に取り組む～

中部ブロック事業用自動車安全対策会議では、中部運輸局HP内にMission 1st（ミッションファースト）運動ページを開設しております。

事業者のみなさまにおける優れた取組（好事例）の紹介や、事業者のみなさまが事故防止の取組に関して知っていただきたい事項等、様々な情報を掲載しております。

事業用自動車の事故防止に資するよう、今後も内容の充実を図って参りますので、是非ご覧頂き、社内での事故防止の取組にご活用いただければ幸いです。

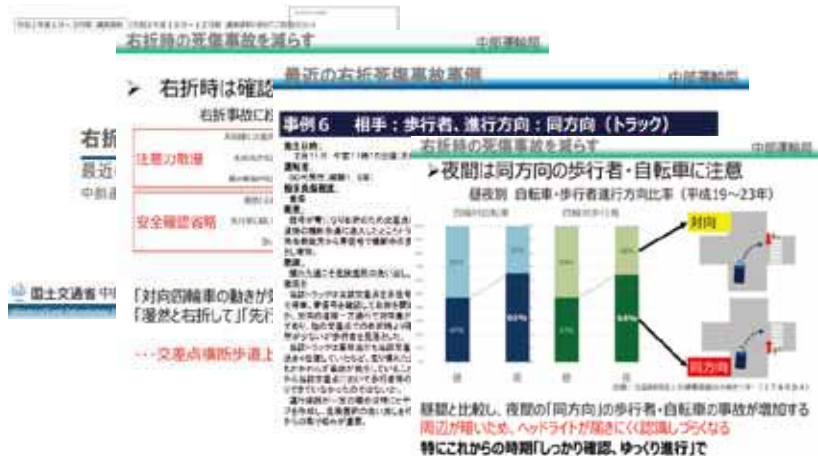


Mission 1st運動のページ

URL : <https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>



HPの内容①
講演資料
(3ヶ月ごとに追加)



HPの内容②
好事例紹介



その他、自動車事故防止セミナーのご案内等、様々な情報を掲載していきます。

中部ブロック事業用自動車安全対策会議

構成員

中部ブロック（愛知、静岡、岐阜、三重、福井県）バス・タクシー・トラック各協会、自動車整備振興会、独立行政法人自動車事故対策機構、中部地方交通運輸産業労働組合協議会、中部運輸局（事務局：中部運輸局自動車交通部、自動車技術安全部）

令和2年12月25日
道路局道路交通管理課

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて、誘導等に係るガイドラインを作成するとともに、特殊車両の運転者と講習を受講した誘導車の運転者の緊密な連携を前提に、特殊車両の通行許可に付される誘導車の配置条件を合理化します。

- 特殊車両の通行許可の際に誘導車の配置に関する条件が付されることがあります。今般、特殊車両の通行の安全性の向上を図るため、国土交通省において、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」を作成し、誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等を明確にしました。
- これにあわせ、当該ガイドラインの内容についての講習を受講した者に誘導車の運転を限定することで、これまで特殊車両の前後に誘導車が必要であった条件を合理化し、道路の構造の保全や交通の危険防止に支障のない場合は、交差点等においては前方、橋梁などにおいては後方に1台を配置することで、通行が原則可能になります。(令和3年3月29日施行)
- 誘導車の配置条件が付された場合には適正に誘導車を配置すること、また、特殊車両の運転者は、通行にあたり、これまで以上に周辺状況への配慮が必要となることから、誘導車と連携した安全な通行等について、運送事業者等に周知してまいります。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

URL : http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf

『国土交通省が定める講習一覧』

URL : <https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>

<別添参考資料>

- 普及啓発資料 「特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて」
- 改正概要資料 「特殊車両通行許可における通行条件の見直しについて(通達改正)」

<問い合わせ先>

道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 瀬戸、山口
TEL:03-5253-8111(内線 37432・37436) 直通 03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

誘導車を適切に配置しましょう！

- ※ 特殊車両の通行許可に誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は、通行条件違反となります。



また、特殊車両の運転者の役割も明確化しましたので、誘導車と連携し、安全な通行等をお願いします。

令和3年3月29日以降、
①誘導車の運転には講習が必要となり、②特殊車両の前後に必要なであった誘導車の配置が、基本的に前方又は後方の1台(注)になります。

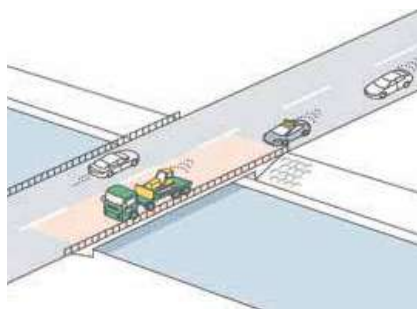


- (注)・特殊車両で特に大きなものや重いものを運搬させようとする者等は、誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、適切に配置することが必要です。また、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせて下さい。
- ・やむを得ない場合には、道路管理者の判断で誘導車の追加配置等の条件が付されることがあります。
- ※ 改正から1年間は、従前の例によることができることとし、既に改正前の規定に基づき条件が付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができます。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。

【URL】 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf



■ 特殊車両を運転するドライバーの方へ!!

- ★ 通行条件の見直しにより、特殊車両の通行方法も明確化しました。
- ★ 特に、条件の付いた橋梁等に進入する際には、自ら前方の他の車両との距離を十分に確保する等して、同一径間内を他の車両と同時に通行しないことが必要です。

■ 誘導を他の事業者に外注する方へ!!

- ★ 通行が終了するまでの間、以下の方法等により、誘導車の運転者の受講修了を必要に応じて確認できるようにして下さい。
 - 受講修了書の写しを事前に提出させ、控えておくこと。
 - 誘導車の運転者が、本人の受講修了書を携行していることを確認しておくこと。

※取締時等において確認できない場合は、通行条件違反となります。

■ 誘導車を運転するドライバーの方へ

★ 誘導車を運転する前に、国土交通省が無償で提供するオンライン講習等の受講が必要です。

オンライン講習は、令和2年12月25日から開始されます!!

〈国土交通省が定める講習一覧〉

【URL】<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>



特殊車両通行許可における通行条件の見直し（通達改正）について

1. 改正の概要

重量C・D条件及び寸法C条件の「前後に誘導車」の配置条件を、重量C・D条件については「後方に1台」、寸法C条件については「前方に1台」へと改めます。

また、配置の見直しにあたって、誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限ることとします。

なお、改正後の規定に基づき通行の許可に付した条件については、改正通達の施行から1年間、なお従前の例によることができることとし、既に改正前の規定に基づき条件を付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができるよう経過措置を設けることとします。

2. 今後のスケジュール

施行：令和3年3月29日（月）

特殊車両通行許可限度算定要領について
(昭和五三年一二月一日 建設省道交発第九九号、道企発第五七号)

表－ 1. 2 通行条件の区分

<改正案>

記号区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
D	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④ 隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。)	/

(注) 「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。

<現行>

記号区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別な条件を付さない、	徐行等の特別な条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車両が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指示する場合は、その条件も附加する。	/

(注) 「進行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁ずる措置をいう。

令和3年3月1日

貨物自動車運送事業者 (各位)

愛知県過積載防止対策連絡会議

愛知県警察本部
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路(株)名古屋支社
中部運輸局愛知運輸支局
独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行の防止等について(お願い)

平素は運輸・道路行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は国内貨物輸送の約9割を占め、我が国の産業・経済の発展、災害時の物資輸送に至るまで、国民生活に必要な事業として大きく貢献しているところであります。また、各事業者は運転者不足が深刻な中であっても荷主の皆様のニーズに迅速かつ確実に対応するため、日々最大限の努力をしております。

自動車の最大積載量を超過して違法に貨物を運送する「過積載運行」や、道路管理者から通行許可を受けずに高速道路、一般国道等道路法上の道路を一般的制限値を超過して運行する「車両制限令違反」は、過大な重量による制動力やハンドリング能力の低下から交通事故を引き起こす危険性が極めて高く、死傷者を伴う重大事故の要因や、道路・橋梁を損壊する原因ともなります。また、車両コストの増大と燃費の低下を招くなど、環境整備の阻害要因となっております。

このため、道路交通法や道路法等では、過積載運行に関し、運転者ばかりでなく自動車の使用者や荷主に対し、現地での減積等再発防止命令の規定や罰則が定められ、通達により告発もおこなわれます。さらに、国土交通省等におきましても、一斉取締りを行い重量超過等の違法車両の排除の推進や、荷主の皆様に対し再発防止協力要請書を交付するなどして、過積載運行の防止に努めているところであり、運送事業者に対しても、過積載運行を含む輸送の安全の低下に直結する法令違反に対する行政処分基準の見直し、強化を図ってきたところです。

過積載運行の防止等は、トラック運送事業者の基本的遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、運送事業者自らが法令を遵守する自覚が第一であります。なお、いっそうの過積載運行の排除を進めるためには、荷主の皆様のご理解とご協力をいただくことが不可欠であります。

つきましては、貴殿(社)におかれましても以上のような趣旨を十分にご認識のうえ、荷主との連携を密にして過積載運行の排除に努めていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先
(事務局)

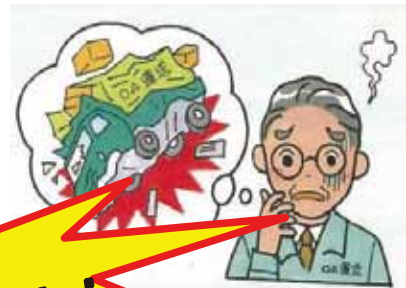
名古屋市中川区北江町1丁目1-2
中部運輸局愛知運輸支局 輸送・監査担当
電話 052-351-5313

過積載 しない させない 許さない

- 重大事故の原因になります。



- 重大事故を引き起こすと事業経営に重い負担となります。



過積載運行は・・・

- 車両コスト増大と燃費低下につながります。



- 環境、道路に悪い影響をあたえます。



愛知県過積載防止対策連絡会議

- ◎愛知県 ◎愛知県警察本部 ◎中部地方整備局名古屋国道事務所
- ◎中日本高速道路株式会社名古屋支社 ◎中部運輸局愛知運輸支局
- ◎独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行をすると・・・

荷主さん

荷主の関与が判明すると
荷主名が公表されます



- ①過積載車両の運送の要求等の禁止（道路交通法）
警察署長から過積載の「再発防止命令」が出されます。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②協力要請書、警告書及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）
過積載運行の再発防止等のための協力要請書を発出します。
荷主の主体的な関与が認められる場合、**荷主名が公表**されます。

運送事業者さん

運行管理者の資格取消や事業許可取消に
つながり、社会的信用が失われます

- ①自動車使用者に対する主な処分（道路交通法）
過積載運転に係る自動車の使用制限処分になります。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）
車両停止処分（過積割合による）になります。
悪質な場合は、**事業許可の取消、運行管理者の資格取消の処分**もあります。



過積載の程度	初違反	再違反
5割未満	10日車	20日車
5割以上10割未満	20日車	40日車
10割以上	30日車	60日車



運転手さん

違反点数・反則金のほかに、事故を起こすと
民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合も

過積載に係る運転者に対する罰則

過積載の程度	大型車等		普通車	
	点数	罰金又は反則金	点数	罰金又は反則金
10割以上	6点	6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金	3点	35,000円
5割以上10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円

※大型車等は大型、中型、準中型、大型特殊、トロリーバス及び路面電車

道路も車両も大切なパートナー



適正重量を守って通行しましょう

『積める重さ』と『運べる重さ』は違います！

道路運送車両法

～車両を守るためのルール～

『積める重さ』 = **最大積載量**

- ◆最大積載量は、車検証に記載された、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。最大積載量を超える荷物は積むことができません。
- ◆車両総重量は、荷物を積んだ状態での重さです。

車両総重量 = 車両重量 + 乗車定員の重量 + **最大積載量**

(これらの数値は車検証に記載されています。)



道路法

～道路を守るためのルール～

『運べる重さ』 = **車両総重量**

- ◆橋など道路を守るため、車両総重量に制限があります。

通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。

- ◆重量制限を超える車両を通行させる場合には特車通行許可が必要です。

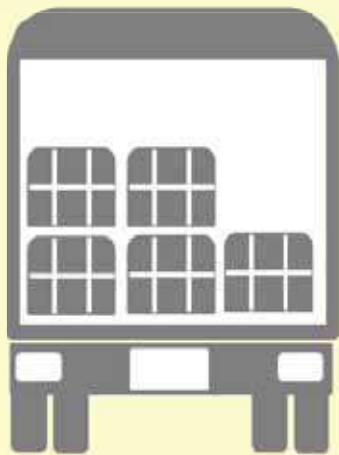


例えば
橋の重量制限が20トンの場合、
車両総重量（車両+乗車定員
+積み荷の合計）が20トンを超
える車は通行できません。

荷主のみなさん！ 無理なお願いしていませんか？

あれも一緒にお願い。
まだ**最大積載量**まで
積んでないでしょ？

積んでしまうと
あそここの橋が渡れないな・・・



ダメならばもう、
お宅とは **おしまい**
だよ？



大型車通行適正化に向けた
中部地域連絡協議会の取り組み

荷主のみなさん、ご存知でしたか？
「知らなかった。」では済まされない！
許可重量の超過は、無許可となり犯罪です。

道路法 第47条 第2項
同法 第104条

罰金

100万円以下

特車取締りにおいて違反があった場合、違反者に対し荷主情報の聴取を行います。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

東海商工会議所連合会・(一社)中部経済連合会・(一社)愛知県トラック協会・
(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・(一社)静岡県トラック協会・
愛知県警察・岐阜県警察・三重県警察・静岡県警察・愛知県・岐阜県・三重県・
静岡県・名古屋市・静岡市・浜松市・名古屋高速道路公社・中日本高速道路(株)
・国土交通省中部運輸局・中部地方整備局

事務局：
国土交通省
中部地方整備局
TEL:052-953-8178

令和2年12月18日
航空局総務課

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令 の一部を改正する政令が閣議決定

国土交通省が所管する政令において、国民や事業者等から行政機関への申請等に際して押印を求めている手続等について、押印を不要とする「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 改正の概要

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされています。

これを踏まえ、国土交通省が所管する政令において、国民や事業者等から行政機関への申請等に際して押印を求めている手続等について、押印を不要とする等の所要の改正を行います。

2. スケジュール

公布：令和2年12月23日（水）

施行：令和3年1月1日（金）

問い合わせ先 国土交通省代表番号：03-5253-8111 F A X：03-5253-1616
航空局 総務課 担当：寺岡・清水
電 話：03-5253-8692 内線48133、48135
F A X：03-5253-1656

国自総第288号の2
国自安第160号の2
国自旅第347号の2
国自貨第89号の2
令和2年12月23日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局総務課企画室長

(公印省略)

安全政策課長

(公印省略)

旅客課長

(公印省略)

貨物課長

(公印省略)

申請書等に係る押印・署名のあり方の見直しについて

デジタル化時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における押印原則の見直しが喫緊の課題となっている中、現在政府では、許可申請手続等で求めている押印・署名の見直しを進めているところである。

については、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等の手続における押印・署名のあり方についても見直しを行い、各運輸局等に別紙のとおり周知したので、この旨了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願いたい。

国自総第288号
国自安第160号
国自旅第347号
国自貨第89号
令和2年12月23日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局総務課企画室長

(公印省略)

安全政策課長

(公印省略)

旅客課長

(公印省略)

貨物課長

(公印省略)

申請書等に係る押印・署名のあり方の見直しについて

デジタル化時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における押印原則の見直しが喫緊の課題となっている中、現在政府では、許可申請手続等で求めている押印・署名の見直しを進めているところである。

については、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等の手続における押印・署名のあり方についても見直しを行い、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達は、令和3年1月1日以降の申請・届出等について適用することとし、これに伴い「押印のあり方の見直しについて」(平成9年12月17日自環第289号)、「申請書等に係る申請者の押印等の見直しについて」(平成9年12月17日自旅第199号)及び「押印のあり方の見直しについて」(平成9年12月17

日自貨第 129 号) は令和 2 年 12 月 31 日限りで廃止する。

記

1. 以下の法令に係る事業者等からの申請・届出等の手続については、押印や署名を求めないこととする。

(1) 道路運送法関係

- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号）
- ・道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）
- ・自動車道事業規則（昭和 26 年運輸省・建設省令第 2 号）
- ・自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）
- ・自動車運送事業等監査規則（昭和 30 年運輸省令第 70 号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）
- ・旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）
- ・自動車道事業報告規則（昭和 39 年運輸省・建設省令第 4 号）

(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法関係

- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令（昭和 42 年政令第 363 号）
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年運輸省令第 86 号）

(3) 貨物自動車運送事業法関係

- ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- ・貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）
- ・貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年運輸省令第 33 号）

(4) タクシー業務適正化特別措置法関係

- ・タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）
- ・タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 66 号）

(5) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法関係

- ・ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）
- ・ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成 21 年国土交通省令第 58 号）

2. 今回の見直し結果にかかわらず、申請書・届出書等に事業者等の押印や署名がある場合でも、それを理由に当該申請書・届出書等の受付を拒否することのないよう取り扱われたい。

3. 上記の法令に基づく告示・通達等に係る申請・届出等の手続についても、上記の方針に準じて取り扱うこととする。

以上

令和2年度トラック・セーフティ・ラリーの実施結果について

(1) 支部別集計

支部	計	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	事務局
会員数	1,332	126	112	135	97	198	214	112	209	129	
チーム数	13,002	1,739	987	907	884	1,552	2,007	694	3,282	937	13
参加人数	65,819	8,750	5,015	4,629	4,481	7,875	10,130	3,569	16,526	4,779	65
達成チーム数	9,811	1,306	729	679	638	1,110	1,451	496	2,659	732	11
達成率	75.5%	75.1%	73.9%	74.9%	72.2%	71.5%	72.3%	71.5%	81%	78.1%	84.6%

○支部別達成率順位 一位/西三支部 二位/東三支部 三位/名古屋第一支部

○達成率ベスト更新 東三支部

(2) 参加状況

期間	5ヵ月		6ヶ月								
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
参加状況	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
会員数	855	995	1,009	1,079	1,143	1,176	1,214	1,253	1,288	1,332	3.3%増
チーム数	6,593	8,333	9,038	9,620	10,426	10,756	11,859	12,205	12,546	13,002	3.5%増
参加人数	32,965	41,665	45,190	48,100	52,130	53,780	59,763	61,635	63,432	65,819	3.6%増
達成チーム数	4,594	5,918	6,289	6,750	7,460	7,911	8,966	9,299	9,621	9,811	0.2%増
達成率	69.7%	71.0%	69.6%	70.2%	71.6%	73.5%	75.6%	76.2%	76.7%	75.5%	

*参加会員数、チーム数とも毎年増加している。

(3) 交通事故発生状況

交通事故	ラリー期間											割合%
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
人身	死亡	1	1	2	2	0	2	1	3	1	0	0.0%
	重傷	7	6	7	11	10	10	8	9	8	8	3.8%
	軽傷	177	233	262	277	249	282	285	279	247	187	89.5%
物損	2	7	12	10	11	13	19	12	16	14	6.7%	
計	187	247	283	300	270	307	313	303	272	209	100.0%	
発生率 (件数/調査人員数)	0.57%	0.59%	0.63%	0.62%	0.52%	0.57%	0.52%	0.49%	0.42%	0.32%		

*事故件数・・・63件減/前年比

*期間中、参加者の関連する人身事故・物損事故ともに減少した。

(4)交通違反発生状況

赤字:重点実施項目

交通違反	ラリー期間										割合%	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
飲酒等	4	9	8	5	10	10	1	8	6	11	0.3%	
速度超過	30k以上	57	74	66	89	101	80	71	59	62	67	1.8%
	30k未満	283	326	429	468	440	376	333	265	288	409	11.1%
信号無視	351	451	539	685	672	652	645	600	526	651	17.7%	
通行禁止	105	170	200	246	276	254	252	307	338	491	13.3%	
追越通行	11	22	34	27	37	36	38	47	49	59	1.6%	
一時停止	176	263	294	355	435	401	484	441	569	730	19.8%	
歩行妨害	12	19	17	63	45	91	120	166	148	199	5.4%	
駐車違反	74	85	114	117	87	90	111	77	80	61	1.7%	
積載超過	1	1	1	3	1	1	1	1	0	1	0.0%	
シートベルト	694	705	716	558	521	448	475	446	393	446	12.1%	
携帯電話	483	521	627	576	568	471	490	565	524	322	8.8%	
幼児補助	17	25	28	20	28	20	21	19	15	15	0.4%	
その他	112	178	176	177	188	200	211	183	204	216	5.9%	
計	2,380	2,849	3,249	3,389	3,409	3,130	3,253	3,184	3,202	3,678	100.0	
発生率 (件数/調査人員数)	7.22%	6.84%	7.19%	7.05%	6.54%	5.82%	5.45%	5.17%	5.05%	5.59%		

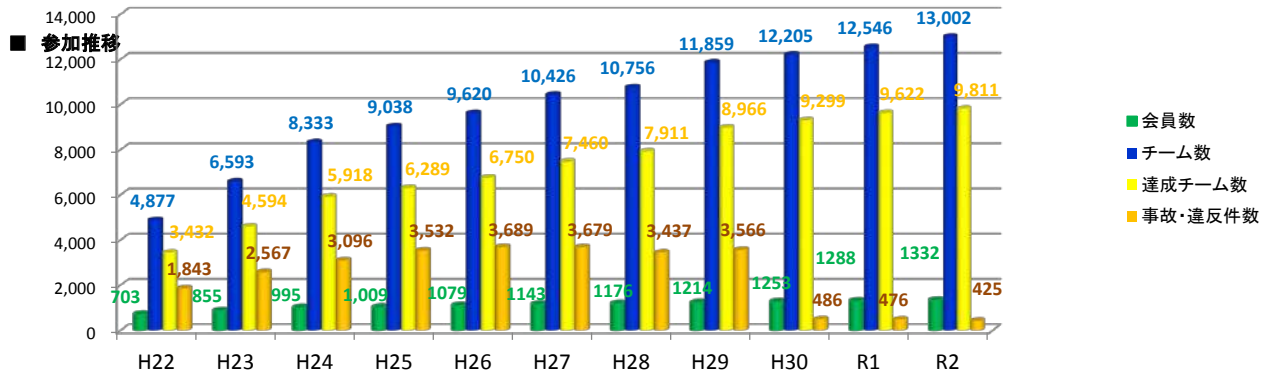
令和2年度 重点実施項目 (3項目)

- ① 運転中の携帯電話禁止！
- ② しない・させない飲酒運転！
- ③ 着用しようシートベルト！

重点実施3項目の実施状況について

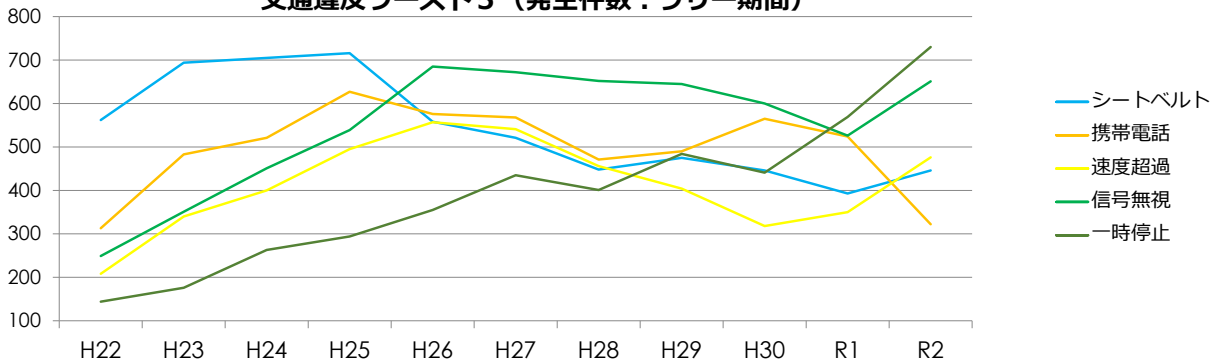
- ・飲酒運転は**11件**で前年比**5件増**、過去最悪の件数となった。
- ・シートベルトは増加したが、携帯電話は前年比**202件減少**し、減少率は**39%**となった。
- ・違反件数は**前年比476件増加**しており、発生率は**0.54%**上昇した。
- ・違反項目では一時停止が最多で、信号無視、通行禁止、シートベルトの順に違反が多く発生している。

参加推移



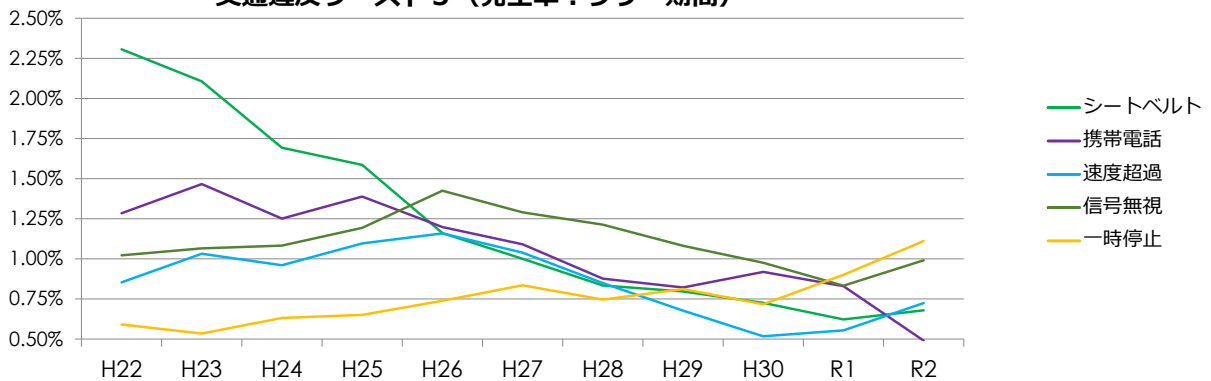
交通違反ワースト5(発生件数:ラリー期間)

交通違反ワースト5 (発生件数:ラリー期間)



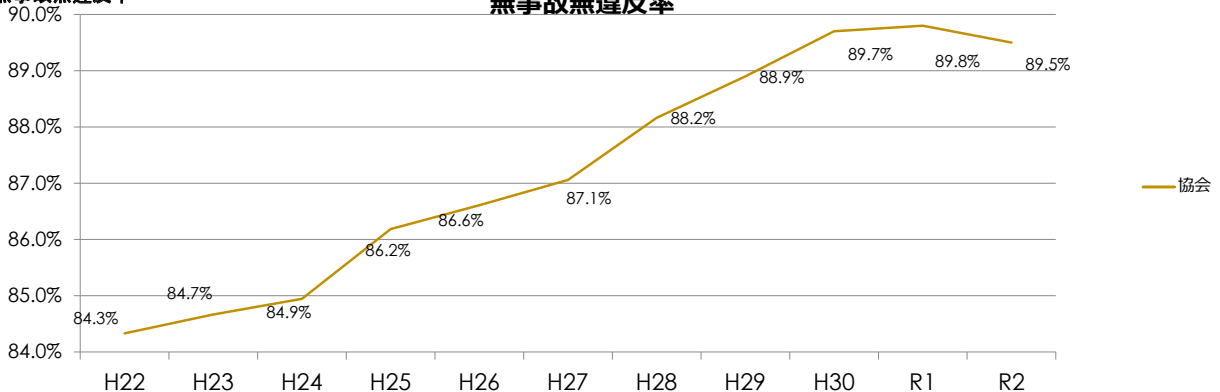
交通違反ワースト5(発生率:ラリー期間)

交通違反ワースト5 (発生率:ラリー期間)



無事故無違反率

無事故無違反率



令和2年度トラック・セーフティ・ラリー
愛知県警交通部長と愛ト協会長との連名表彰 受賞者

おめでとうございます！！

支 部 名	会 社 名
名古屋第一支部	有限会社東海パッケージ コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 中日本プライベートフリート課 東海車庫 総合警備保障株式会社 警送愛知支社
名古屋第二支部	株式会社国見重機工業 株式会社ファントランスポート 近藤運送株式会社
名古屋第三支部	上組陸運株式会社 名古屋営業所 東洋運輸株式会社 東海営業所 協和陸運株式会社
名古屋第四支部	株式会社丸鈴運輸 株式会社北東運輸 株式会社宇徳組
尾東支部	名北陸運有限会社 協立運輸株式会社 東春運輸株式会社
尾西支部	有限会社一善カーゴサービス 中央陸運株式会社 愛知営業所 平野商運株式会社
知多支部	名豊運輸株式会社 岡田運輸株式会社 名古屋支店 名和陸運有限会社
西三支部	豊中運輸株式会社 丸東運輸株式会社 刈急運輸株式会社
東三支部	名波陸送株式会社 田原営業所 東洋メビウス株式会社 豊橋支店 作手運輸株式会社

令和3年度『トラック・セーフティ・ラリー』のご案内

当協会では交通安全意識の高揚を目的として、12年目となる「トラック・セーフティ・ラリー」を実施いたします。

本事業は各会員事業者にて5名1組のチームを編成して頂き、チームメンバー同士の協力のもと実施期間中の無事故・無違反達成を目指すことで、チーム、事業者、所属支部、愛知県下全体の交通安全意識を底上げし、事故・違反数の減少を図るものです。

昨年、愛知県の交通事故死者数は全国ワースト2であったものの、本年も交通事故情勢は依然として厳しい状態が続いています。何卒主旨をご理解の上、多数ご参加頂き、無事故・無違反の達成を目標として、交通事故の削減にご協力賜りますようお願い申し上げます。

実施期間	令和3年7月1日～令和3年12月31日までの6ヶ月間
参加方法	愛知県内の事業所に勤務する全従業員（ドライバー、経営者、管理者等含む）が参加できます。 1チーム5名（1事業者1チームのみ4名以下のオープン参加が可能） ※オープン参加の取扱い ①終了後の運転記録証明書等は配付します。 ②チームが無事故・無違反を達成しても表彰の対象とはなりません。予めご了承ください。 ※重複して複数チームへ参加することはできません。 ※県内に複数の「認可営業所」がある場合は、営業所ごとに参加できます。 「チームメンバーが一丸となって無事故・無違反を目指して頂きます」
参加費	無料
申込手順	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>1. 参加申込書 兼 運転記録証明書 交付申請書（別紙） （愛ト協HPからダウンロードできます）</p></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 20px;"><p>お近くの支部又は本部に本通をご持参 またはご郵送にてご提出ください。 ※提出期限：6月末日まで ※FAXによる提出はできません。</p></div> <p style="text-align: center;">申請書は当協会から自動車安全運転センターにまとめて提出します</p>
運転記録証明書の発行	※「運転記録証明書」発行手数料は当協会が負担します。 ラリー実施期間終了後（令和4年1月以降）、参加者全員に運転記録証明書（1年以上無事故・無違反の方はSDカードも発行）が、 会社宛 に送付されます。 本証明書は、個人に対し発行されるものです。取扱いには充分ご留意願います。
表彰等	○無事故・無違反を達成した事業所に協会長名による認定証を贈呈いたします。（※県内に複数の営業所がある場合は、営業所ごとに認定証を作成することもできますので、申込書へご記入ください。） ○各支部より推薦された成績優秀な事業所（3社）に対し、県警交通部長及び協会長の連名表彰を贈呈いたします。 ○その他、特別表彰を実施することがあります。 ◎ドライバー・従業員の交通安全意識を一層高めるため、是非とも事業所 独自で従業員表彰等の企画検討をお願いいたします。
後援	国土交通省中部運輸局 愛知県警察本部 自動車安全運転センター愛知県事務所 一般財団法人愛知県交通安全協会 中部交通共済協同組合

そ の 他	<p>○退職等で5名未満になったチームは、公正を図るため未達成扱いとします。</p> <p>○達成状況確認時において免許の取消・失効等が確認された参加者が所属するチームは、未達成扱いとします。</p> <p>○事故違反歴照会時に免許証番号の記載ミスが発覚した場合、表彰の対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。</p> <p>○当協会の「運転記録証明書」取得助成は平成28年度で終了しました。ご利用の皆様は、トラック・セーフティ・ラリーへご参加下さい。</p> <p>○申請書の作成にあたっては、現在有効な運転免許証を有しており、免許証に記載とおりの申請者氏名を記入頂くとともに免許証番号欄につきましては記載の番号に相違がないか、提出前に今一度ご確認をお願いいたします。</p>
-------	---

【重点実施項目】

1. 飲酒運転ゼロ！！
2. 運転中ながらスマホ・携帯電話禁止
3. シートベルト着用

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
飲酒運転	9件	4件	9件	8件	5件	10件	10件	1件	8件	6件	11件

飲酒等交通違反発生状況（ラリー期間中）

【申込書送付先・問合せ先】

支 部	電 話 番 号	所 在 地
名古屋第一支部	(052) 871-1191	〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6
名古屋第二支部	(052) 825-3650	
名古屋第三支部	(052) 871-1923	
名古屋第四支部	(052) 871-1924	
知多支部	(052) 825-3651	
尾東支部	(0568) 75-0543	〒485-0039 小牧市外堀3-52 (尾東トラック輸送サービスセンター 内)
尾西支部	(0587) 23-3811	〒492-8002 稲沢市赤池居道町89-1 (尾西トラック輸送サービスセンター 内)
西三支部	(0566) 93-5033	〒446-0052 安城市福釜町下山23番地 (東海ローディング株式会社内 2階) ※ 事務所移転に伴い住所が変更となっております。
東三支部	(0532) 32-2611	〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町1-9 (東三河トラック輸送サービスセンター 内)

※申請書につきましては、愛知県トラック協会ホームページからもダウンロードできます。

トラック・セーフティ・ラリー参加申込書・運転記録証明書交付申請書

委任状(申請者一覧)

(代理人) 法人名
(事業所名) 一般社団法人愛知県トラック協会

役職・氏名 会長 寺岡 洋一

私たち、セーフティラリー参加者は、代理人及びチーム代表者に運転記録証明書の交付申請手続き及び証明書受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止の為に統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに無事故無違反運動のチーム結果を代理人及びチーム代表者に通知することについても同意いたします。

※免許証番号の間違いや走り書きは結果の照会が大きく遅延し、表彰対象から外れる恐れがあります。
また、不備等により4名以下となったチームは未達成扱いとなり達成率が下がります。ご注意ください。

1 チ ム 5 名 の 参 加 を お 願 い し ま す	No.	整理番号 (記入しないで下さい)	免許番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
	1					昭 平	R3. .
	2					昭 平	R3. .
	3					昭 平	R3. .
	4					昭 平	R3. .
	5					昭 平	R3. .
			センター使用欄 (記入しないで下さい)	無事故無違反運動 のチーム結果	達成・未達成		

会社所在地

送付先
(※上記と同じ場合は空欄)

会社名

営業所名
(※営業所ごとに認定証が
必要な場合は記入)

チーム名

チーム代表者名

連絡先担当者

電話番号

FAX番号

※ 営業所名欄については、達成時の認定証を営業所ごとに希望される場合のみご記入ください。

自主確認欄

- 申請者全員が委任事項に同意した
- チーム名を記載した
- 免許証番号 氏名 生年月日 委任年月日を記載した
- 全員の押印(シャチハタ可。サイン不可)が揃った
- 会社名、所在地、支部名など記載ミスはなかった
- 1チーム5名で申請(1事業者1チームに限り4名以下でオープン参加可能)

所属支部名:

事務局使用欄 (K ・ T)

キ
リ
ト
リ
線

令和2年度「交通安全表彰」について

一般社団法人愛知県トラック協会

この表彰は平成15年度に制定された表彰です。

この度、令和2年度の被表彰会員の選考資料となる「交通安全表彰に係る報告」について案内します。報告書は交通安全活動状況・交通事故状況を記入のうえご提出をお願いします。

記

1. 提出先 **所属している支部**

2. 提出期間 **令和3年4月1日(木) ~ 4月9日(金)**

3. 表彰の規定

(1) 表彰種別と候補者

(ア) 交通安全功労表彰

この表彰は表彰対象期間に積極的に交通安全活動に取り組み、他の模範となる会員、または支部・地域等において実施される交通安全活動に積極的に参加している会員を候補者とします。

候補者は各支部において選考、推薦が行われます。

※ 交通安全活動とはトラック安全デー活動、交通安全県民運動、各自治体、警察署等が実施する交通安全に係る諸行事、または会員独自の活動を指します。

(イ) 無事故表彰

この表彰は無事故の継続を目的に表彰対象期間に交通事故が発生しなかった会員を候補者とし、無事故期間に応じて表彰します。

※ 交通事故とは、死傷事故、重大な物損事故（損害額は、30万円以上）を指します。

《無事故認定（1年間）》

表彰対象期間の末日にあたる令和3年3月31日を以って無事故期間1年の会員の方が対象になります。

※ 複数の営業所をお持ちの場合でも全営業所を通して無事故の場合のみ無事故認定の対象となりますのでご了承ください。

《10年連続無事故特別賞》

無事故認定が連続 10 回（年）目に当たる会員の方が対象です。平成 23 年度～

《交通安全金賞》

無事故認定が連続 7 回（年）目に当たる会員の方が対象です。平成 26 年度～

《交通安全銀賞》

無事故認定が連続 5 回（年）目に当たる会員の方が対象です。平成 28 年度～

《交通安全銅賞》

無事故認定が連続 3 回（年）目に当たる会員の方が対象です。平成 30 年度～

(2) 表彰対象期間

令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日

(3) 表彰の時期

6 月に開催される当協会 通常総会の場で行います。

交通安全活動等実施報告書

令和3年 月 日

一般社団法人 愛知県トラック協会 会長 様

報告者

支部名

会社名

代表者名

交通安全活動状況
表彰対象期間における 交通安全活動状況を報告します。
交通事故状況

<p>活 動 内 容</p> <p>(表彰対象期間内に交通安全活動を実施した場合は、写真を添付し内容を詳細に記入)</p>	
<p>表 彰 対 象 期 間 における事故の有無</p>	<p>あ り / な し</p>
<p>無 事 故 自 認 書 欄</p> <p>(平成15年度分以後、無事故認定証の授与を受けられている場合は、期間分全ての写しを添付)</p>	<p>当社は、 年4月1日から令和3年3月31日までの間、無事故であったことを自認いたします</p> <p>会社名</p> <p>代表者名</p>

キ
リ
ト
リ
線

名古屋トラックステーション
【一部施設の休止及び運営時間変更】のお知らせ

名古屋トラックステーションにつきましては、以下の通り一部施設の休止及び運営時間の変更をいたします。

ご利用の皆様にはご不便をお掛けしますが、何卒ご了承の程お願いいたします。

○休止及び変更となる時期 2021年4月1日（木）から

○休止及び時間変更となる施設

■ 休止となる施設 食堂施設、宿泊・仮眠施設

■ 運営時間が変更となる施設

施設名	変更後	現在
入浴施設	平日 8:00～17:00 (土・日・祝休業)	平日・祝日 5:00～23:00 土 5:00～19:00 (日休業)
	※男性用、女性用ともにシャワーのみのご利用となります	
コインランドリー 休憩室	平日 8:00～17:00 (土・日・祝休業)	平日・祝日 5:00～23:00 土 5:00～19:00 (日休業)

※運行情報センターの運営時間は変更ありません。

交 総 発 第 8 2 7 号
令 和 3 年 3 月 5 日

一般社団法人愛知県トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一 殿

愛知県警察本部
交通部長 可 児 賢



業務中における交通事故防止に向けた注意喚起について（依頼）

謹啓 浅春の候 貴台におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、交通安全活動をはじめ、警察行政各般にわたり多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県内の交通事故情勢については、昨日現在の交通事故死者数が18人、昨年同期比－9人と減少しておりますが、高齢死者が全体の約7割を占めるなど、悲惨な交通事故は日々発生しており、引き続き交通事故抑止対策を進めていく必要があります。

間もなく新年度となりますが、この時期は、入学・進級を機に子供の行動範囲が広がることに加えて、新入社員や異動等した従業員が地理不案内など、不慣れた交通環境の下、通勤・退社をはじめ業務で運転することが多くなることから交通事故の増加が懸念されます。

県警察としましては、速度違反や歩行者妨害違反の取締りをはじめとする街頭活動や広報啓発活動を強化してまいりますが、貴台におかれましても、会員事業者を通じてドライバーに対して注意喚起を図っていただくとともに、特に運転中において、

- 制限速度の遵守
- 横断歩道における歩行者優先を始めとする歩行者保護の徹底
- 前方に横断歩道があることを示す道路標示である、いわゆるダイヤモンドの周知と横断歩道接近時における減速やアクセルオフ等の励行
- 時間にゆとりを持った運転に資する業務管理の推進
- 業務目的地に到着してエンジンを停止するまで気を抜かないこと

等について指導を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

おわりに、貴台をはじめ協会員の皆様方の益々の御発展と御健勝を心から祈念申し上げます。

敬白

出張診断・出張講習を実施しました

令和3年度に向けての試行として東三地域で実施しました。

○一般診断

令和3年2月13日(土)に会員事業者の会議室をお借りして診断機器を設置し、一般診断を実施しました。(27名受診)



○一般講習

令和3年2月18日(木)にライフポートとよはし(豊橋市)にて、東三支部会員事業者を対象とした運行管理者一般講習を開催しました。
(54名受講)



今後も県内各所で開催していきますのでご活用下さい。

(お問い合わせ)

研修部 安全指導課

TEL 0561-36-1010

令和2年度 社会保険セミナー開催

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関
一般社団法人愛知県トラック協会適正化事業部

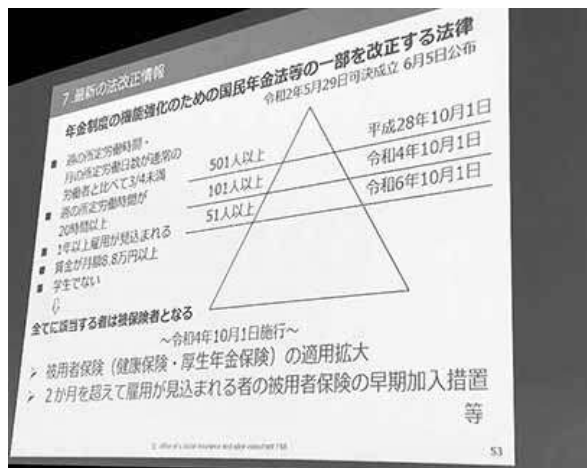
令和3年2月25日(木) および3月4日(木)、中部トラック総合研修センターにて社労士事務所F&B 社会保険労務士 医業経営コンサルタント 小澤知佐 氏を講師として、「令和2年度 社会保険労務士から学ぶ わかりやすい！社会保険セミナー」をテーマに開催しました。本セミナーは、適正化事業実施機関の巡回指導時に社会保険関係で指摘があった事業所および新規許可事業者を対象に28社37名が参加されました。当日は、社会保険のあらましをはじめ、公的な医療保険・年金制度・労働保険の仕組みおよび活用方法、最新の法令改正、事業主として留意すべきこと、未加入のリスクなどについて具体的な事例やケーススタディーなども交えた解説があり、参加者は熱心に聴講されました。



【セミナーの様子】



【社労士事務所F&B 小澤労務士】



【最新の法令改正の解説】

「標準的な運賃」の届け出について

令和2年4月に国土交通省より告示された標準的な運賃は、令和6年度から時間外労働(年間960時間)の上限規制が適用されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業が今後も引き続き安定的な輸送サービスを提供していくために設けられたものです。

会員各位におかれましては本趣旨をご理解いただき、積極的に「運賃及び料金の設定(変更)届」をご提出いただいた上で、是非運賃交渉にご活用下さい。

愛知県トラック協会特設サイト

<https://ssl.aitokyo.jp/standard-fare/>

全日本トラック協会特設サイト

https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho_202008.html

愛ト協HP 「eラーニング」コンテンツのメンテナンスについて

愛知県トラック協会のホームページで公開しております「eラーニング」コンテンツですが、ただいまメンテナンス中につき、ご利用出来ない状態となっております。

ご利用を予定していた会員様には大変ご不便とご迷惑をお掛けしますが、来年度に向けてリニューアルさせて頂く予定のため、今しばらくお待ち下さい。

事故は瞬間

ベルトは習慣

軽油価格調査

(愛ト協調へ)

2 月 末 調 査

単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	110.50	98.80	90.10	103.00	88.10	82.70	118.50	98.60	87.10	118.50	93.50	82.70

月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	110.50	103.40	90.50	88.80	86.50	85.30	118.50	97.50	87.10	118.50	98.00	85.30
30～50kℓ未満	96.00	93.10	90.10	90.70	87.80	82.70	—	—	—	96.00	90.70	82.70
50～100kℓ未満	100.30	100.30	100.30	103.00	89.10	85.50	107.00	102.00	99.00	107.00	92.70	85.50
100kℓ以上	93.90	93.90	93.90	91.00	87.70	84.80	—	—	—	93.90	88.40	84.80

支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	107.00	99.40	92.80	103.00	89.30	82.70	118.50	100.90	87.10	118.50	96.10	82.70
30～60日未満	110.50	98.20	90.10	91.00	87.90	85.30	107.00	97.80	88.80	110.50	92.80	85.30
60日以上	—	—	—	89.50	87.00	85.40	92.00	92.00	92.00	92.00	88.00	85.40

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

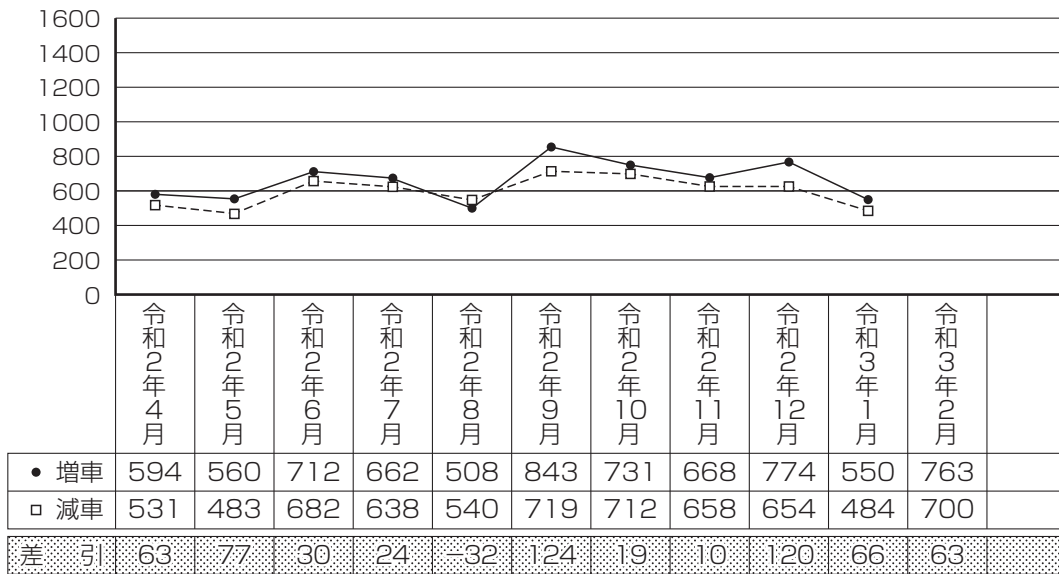
(単位：円)

購入形態	月 別	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド		
		最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
令和2年	2月	120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00
	3月	102.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30
	4月	116.00	88.50	74.90	89.00	71.90	65.20	114.00	93.60	81.20
	5月	106.00	81.70	66.00	82.90	66.60	59.50	103.00	83.80	73.00
	6月	95.00	83.50	70.40	85.00	72.40	65.30	99.00	85.10	71.40
	7月	100.00	88.20	76.60	89.00	76.60	69.30	107.00	86.40	77.90
	8月	101.50	90.20	81.40	92.00	79.90	74.80	110.00	92.80	83.90
	9月	104.00	92.20	81.00	92.00	80.20	77.10	113.50	92.30	82.70
	10月	104.00	89.20	80.00	92.00	79.50	76.90	113.50	92.90	81.20
	11月	102.00	89.30	79.00	92.00	78.30	75.30	112.50	90.10	80.10
	12月	105.00	90.60	81.00	84.20	80.90	77.30	111.50	92.10	80.20
	令和3年	1月	109.00	95.00	84.00	100.00	85.00	81.10	115.50	96.20
2月		110.50	98.80	90.10	103.00	88.10	82.70	118.50	98.60	87.10

一般貨物自動車が増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

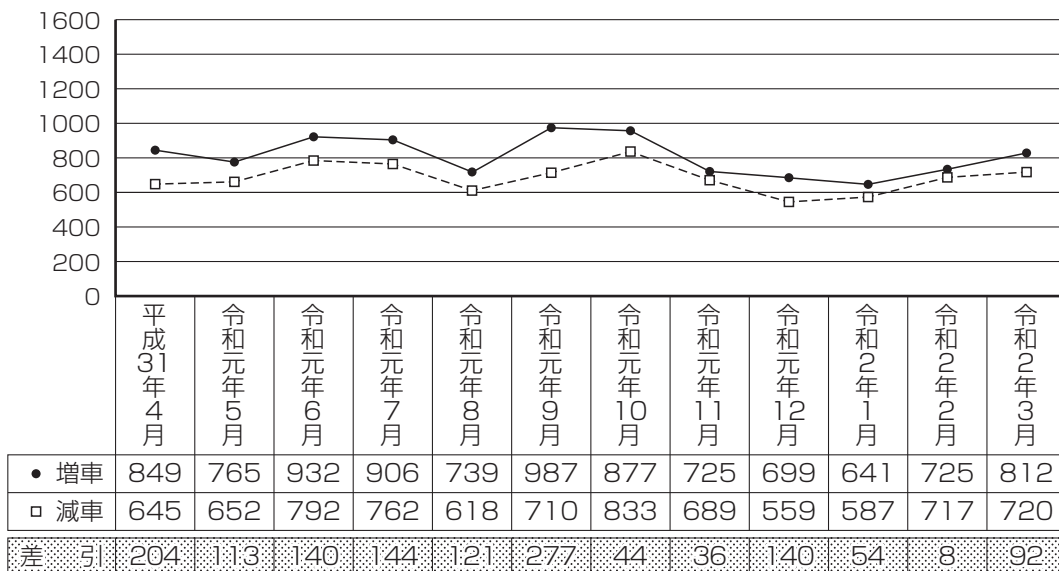
令和3年2月の増減車



令和2年度増減車(2月)

増 車	7,365両
減 車	6,801両
差 引	564両

平成31年4月～令和2年3月の増減車



令和元年度増減車(3月)

増 車	9,657両
減 車	8,284両
差 引	1,373両

支部行事

3
月

名古屋第一支部

- (3日)「名中会」交通安全啓発活動(中署)
- (9日)第8回役員会

名古屋第二支部

- (12日)事故防止研修会(中交協共催)
- (24日)第2陸青会 第3回研修会

名古屋第三支部

- (18日)西4区パトロール
- (22日)青年部会 正副部会長会議

尾東支部

- (11日)支部青年部会 役員会
- (17日)支部三役・理事会

尾西支部

- (10日)特別積合せ部会一宮ブロック 定例会
- (16日)第一班 役員会
- (26日)支部役員会

知多支部

- (19日)支部理事会
- 知多陸青会 第3回研修会

西三支部

- (6日)安城部会 健康診断
- (13日)刈谷部会 役員会
- (15日)支部役員会
- (17日)岡崎部会 幹事会
- 豊田部会 役員会・定例会・研修会
- (22日)安城部会 役員会
- 西尾部会 役員会
- (23日)碧南部会 役員会

東三支部

- (12日)支部役員会
- (13日)新城南北設楽陸運協会 定例会
- (17日)豊橋陸運協会 定例会
- (20日)田原陸運協会 定例会

☆**ご注意下さい**☆

不正軽油は使用しないで下さい!

青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

○ 第2回研修セミナーを開催 ○



令和3年2月16日(火)に第2回研修セミナーを開催し、会員をはじめ各会社の管理者及び中部ブロック管内の青年組織会員合わせて40名を超える方々にご参加いただきました。

今回もオンライン形式で行い、講師に中小企業サポートネットワーク主宰で立教大学名誉教授の山口義行氏をお招きして今後の経済動向とwithコロナ時代を生き抜くための中小企業経営についてご講演いただきました。

○ 令和2年度(公社)全日本トラック協会青年部会 全国大会の開催 ○



令和3年2月19日(金)、YouTubeのLIVE配信にて令和2年度(公社)全日本トラック協会青年部会 全国大会が開催されました。

「青年経営者等による先進的な事業取り組みに対する顕彰」の発表及び授与や、活動報告、そして国際政治学者で、(株)山猫総合研究所代表の三浦瑠麗氏をお招きし、

「国際秩序変動の今こそ物流業の取るべき構え」をテーマに講演頂きました。

今回は会員同士による直接の交流は叶いませんでしたが、テーマである「つなぐ想い」を各青年組織の制作したメッセージムービーを通じて一体感を共有しました。

青年部会 会員募集中!

青年部会とは?

愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。

また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました
http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html

全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 37社38名(令和3年3月現在)

【代表者】 部会長 竹市 五倫(稲沢運輸株式会社 代表取締役)

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県、三重県)を設立し、

他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。



愛ト協女性部会は随時新規会員を募集しています！是非、入会をご検討ください！
お問合せは下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町 12-6

《TEL》052-825-5000 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

一人で大量の荷物を扱えるロールボックスパレット（かご車）は多くの職場で活用されています。しかし、近年では労働災害も多数発生しており、その約4割が下敷き事故でした。また、ケガをした半数近くが作業経験1年未満だったことから、作業に不慣れな方への対策がカギとなります。新人が増える時期でもあります。ルールを守って安全作業を心がけましょう。

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための

8つのルール

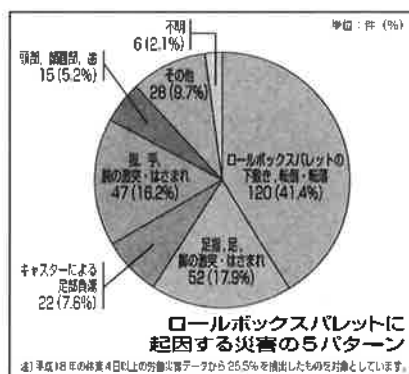


とても便利なロールボックスパレットですが、下敷きや手足の負傷による事故などが多発しています。

ロールボックスパレットは、カゴ車とも呼ばれる人力運搬機です。開口部以外の3面がパネルで囲まれているため、荷崩れや荷物の損傷を防いで移動できるだけでなく、店舗では商品棚として使用することもできます。このように、物流の効率化や作業者の負担軽減に貢献する、とても便利な存在で、多くの職場で活用されています。

そんな利便性の高いロールボックスパレットですが、近年では労働災害も多数発生しており、その約4割が下敷き事故でした。また、ケガをした半数近くの方が作業経験1年未満だったことから、作業に不慣れな時期での対策がカギとなります。

このリーフレットでは、ロールボックスパレットを使うときに、守ってほしい「8つのルール」を紹介しています。ぜひ、お読みになって、安全に作業を行ってください。

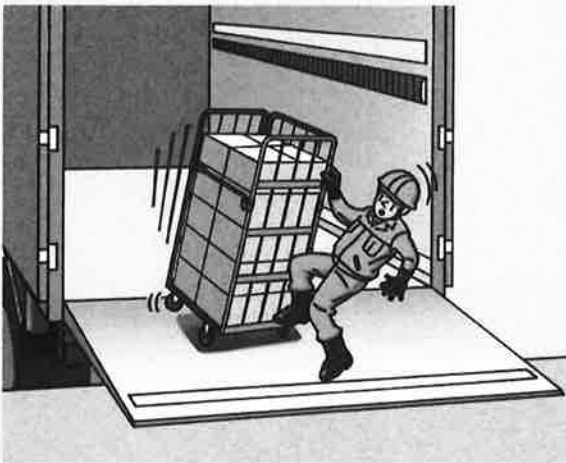


ロールボックスパレットは意外と危険がいっぱい！ 8つのルールを守って安全に作業しましょう。

rule 1 段差、傾斜のある場所での取扱い

事故が起きやすい場所なので、
細心の注意を払って作業しましょう。

- 段差、傾斜のある場所での作業は、特に慎重に行いましょう。
- ロールボックスパレットが倒れそうになったら、倒れる方向には絶対に入らないようにしましょう。
- 倒れる場合は、周囲の人に大きな声で注意をうながしてください。



rule 2 作業服、作業靴、保護具

安全作業のためにも、
きちんとした作業着を身につけましょう。

作業服

- 汚れてもよい服装か、エプロン等を着用してください。
- すり傷などのケガを防ぐため、長袖・長ズボンを着用してください。
- シャツやズボンの裾が引っ掛からないようにしましょう。
- 暗い所で作業する場合は、できるだけ明るい色の服装を着用してください。
- 夜間の路上で作業する場合、認識されやすいよう作業服に反射シールなどを貼しましょう。

作業靴

- つま先を保護する安全靴やプロテクティブスニーカーを履いてください。スリッパ、サンダル、ヒール靴では決して作業しないでください。

保護具（プロテクター）

- 手や指のケガを防ぐため、軍手など手袋を使ってください。
- 手袋は、手のひら側に滑り止め加工したものを使ってください。



●手袋
手のひら側に、滑りにくい加工を施した手袋を使いましょう。

●作業服
作業服は、汚れてもいいもので、さらに、滑り防止などのため、肩が露出しない長袖などを着用します。また、引っ掛かりやすくなるのを防ぐため、シャツやパンツの裾はしましましょう。

●ヘルメット
掘付型の中間棚が落下して頭部をケガしないように、ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。なお、長髪の方は、締め切りや後髪を結ぶことがないように、後ろで束とめましょう。

●作業靴
つま先を保護し、靴底が滑りにくい安全靴等を着用しましょう。
●プロテクター
足首やすねを守るためプロテクター等を着用しましょう。

- 脚部のケガを防ぐため、足首やすねを保護するプロテクター等を着用しましょう。
- 掘付型の中間棚があるときは、棚が落下し、頭部をケガするおそれがあるので、ヘルメット（保護帽）を着用してください。

rule 3 ロールボックスパレットの基本操作

基本の操作を覚えて、
事故を起こさないようにしましょう。

遵守事項

- 必ず両手で操作してください。
- 作業時の手の位置は、肩から腰の高さを基本とし、荷物の重さや操作のしやすさを考慮して作業してください。
- 操作性をよくするため、両手で均等に力を入れてください。
- 動かすときや停止させるときは、腕の力だけでなく、膝をしっかりと曲げて、脚力を使って操作してください。
- 見通しの悪い場所では一時停止して周辺を確認してください。
- 走行時以外はキャスター付きストッパーを使用してください。

注意事項

- 段差や傾きのある場所では転倒に注意しましょう。
- 側面の幅が広がるほど、支柱を持つ両手が広がり、ロールボックスパレットと身体が接近するので、接触や巻き込まれに注意しましょう。
- 使用前には必ず点検しましょう。不具合が確認された場合には、テープ等で使用不可であることを明示し、速やかに修理しましょう。

禁止事項

- 素手で操作しない。
- 足で蹴って動かさない。
- 走ったり、大きな歩幅での操作はしない。
- 転倒のおそれがあるため、積載面には乗らない。
- 脱輪や転倒のおそれがあるため、複数台連結して取扱わない。

rule

4

「押し」「引き」「よこ押し」

それぞれのコツを覚えて、安全に作業しましょう。

一般的にロールボックスパレットの操作には「押し」「引き」「よこ押し」の3種類の操作方法があります。状況に応じてこれらを併用しましょう。

「押し」はロールボックスパレットの最も基本的な操作方法です。前歩きのため違和感がなく、力を入れやすい姿勢で操作でき、長距離の移動に適していること等が特徴。

押し

メリット

- 前向きに進むため動作に違和感なく力を入れやすい
- 長距離の移動に適している

デメリット

- 進行方向の見通しが悪いと障害などに気が付きにくい
- 方向転換の多い現場には不向きポイント！
- 前方の見通し確保のため、作業者の目の高さより邪魔しない



「引き」は進行方向に対してロールボックスパレットの先頭に操作者が位置するため、第3者への接触リスクが低く、スーパーマーケット等の小売店の店舗内での移動等にみられる操作方法。

引き

メリット

- 第3者への接触のリスクが低い
- 狭い場所でもコントロールしやすい

デメリット

- 進行方向がよく見えない
- 後ろ歩きで足が踏かしくい
- 長距離の移動に不向きポイント！
- 「引き」は初動で、途中から「よこ押し」「押し」を併用する



「よこ押し」は持ち手がないロールボックスパレットの構造を反映した操作方法です。ロールボックスパレットの重心に近い位置で操作するので操作性がよく、前方の見通しがよいこと等が特徴。

よこ押し

メリット

- ロールボックスパレットの重心に近い位置で操作するため操作性がよい
- 前方の見通しがよい

デメリット

- 開口部側に立つと荷崩れによるケガのおそれあり
- 傾斜部では操作性がよくない

ポイント！

- 身体をひねった姿勢で操作するため初動時・停止時に力を入れにくいので一定の速度に進んでから「よこ押し」で



安全に作業するための

8つのルール

安全作業！

ロールボックスパレット本体の点検もお忘れなく！



rule

5

複数人での取扱い

声を掛け合い、1人のときよりも慎重に作業しましょう。

遵守事項

- 事前に誰が指揮者になるのかを決めてください。
- 激突やはさまれのおそれがあるため、原則として作業員は全員「よこ押し」で操作してください。●転倒したロールボックスパレットを引き起こすとき、キャスターが地面に接地した瞬間、ロールボックスパレットが動き出すことがあるので、複数人が側面を持って引き起こしてください。

注意事項

- 複数人の場合、力を入れ具合がそれぞれの人で異なることを理解し、お互いに声を掛け合って、慎重に作業しましょう。



rule

6

荷物の積載

基本的な積み方をマスターし、荷崩れを防ぎましょう。

遵守事項

●ロールボックスパレットの最大積載量を確認してください。●安全のため、重いものは下部に、軽いものは上部に積載してください。

●大小の積荷がある場合は中間欄を使用してください。●荷物を積む前に、積載面と本体がロックされているかを確認してください。●ピンで固定する中間欄の場合、すべてのピンをロックしましょう。●荷崩れ防止、ロールボックスパレットの外側への膨らみ防止のため、



注意事項

移動時はサイドバーを装着してください。●解除したサイドバーは、接触しないよう積載面側に収納してください。●サイドバーの装着・解除をしやすくするため、ピン穴の塗装のはがれ、サビは取り除いてください。

禁止事項

●最大積載量を超えた積載はしない。●ロールボックスパレットからはみ出した積載はしない。●側面パネルに立て掛けて積載しない。●側面パネルを圧迫するような積載をしない。●荷崩れのおそれがあるため、ロールボックスパレット本体や中間欄のピンが変形したまま使用しない。



rule

7

折りたたみ・組み立て・積み重ね

折りたたむと不安定になるので、転倒には注意しましょう。

遵守事項

●転倒のおそれがあるので、折りたたんだ状態ではなく、必ず組み立ててから移動してください。●狭い通路を通るときなど、止むを得ず、折りたたんだ状態で移動する場合は、側面パネルの内側に立って、押して移動してください。●折りたた

注意事項

んだロールボックスパレットを積み重ねて保管する場合は、路面の傾斜や風によって転倒するおそれがあるので、平らな場所で、ロープ等で固定して動かないようにしてください。

●L字型の折りたたむタイプは、背面パネルの外側に転倒しやすいので注意しましょう。



rule

8

テールゲートリフターでの取扱い

昇降時は特に危険なので、気をつけて作業しましょう。

基本事項

●昇降板の最大積載重量を超えないようにしてください。●昇降板の下に入らないでください。●転倒防止のため、できるだけ水平な場所で作業してください。

昇降板の昇降 ●テールゲートリフターの操作は昇降板から離れて操作してください。●作業者は昇降板に乗って操作しない

でください。●荷台と接地面にそれぞれ作業者を配置してください。

昇降板が荷台の高さにある時 ●荷台からロールボックスパレットを昇降板に移動するときは、昇降板のキャスタートップが出ていることを確認してください。●側面にキャスター落下防止枠のない昇降板上で移動するときは、側面から転落しないよう、スペースを十分に確保してください。

昇降板が接地面にある時 ●昇降板から接地面にロールボックスパレットを移動する場合、昇降板と接地面との段差に十分注意してください。

昇降板から接地面に
ロールボックスパレットを
移動する手順。

●ロールボックスパレットを荷台側へ一旦移動し、●キャスタートップを解除し、●その後、ロールボックスパレットを接地面に引き出します。



※ここに紹介した8つのルールは安全作業への大切な入口です。このリーフレットについて更に詳しく知りたい方は、労働安全衛生総合研究所技術資料 JNIOSSH-TD-No.4 (2015)「ロールボックスパレット起因災害防止に関する手引き」を参照してください。独立行政法人労働安全衛生総合研究所ホームページ <http://www.jniosh.go.jp/> からダウンロードできます。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

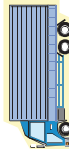
にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、
沿道環境に配慮する車線
【環境レーン】です。

対象車種

大型車

大型貨物車



1ナンバー

小型貨物車



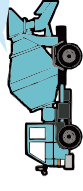
4、6ナンバー

大型バス
マイクロバス



2ナンバー

特種自動車



8ナンバー

実施区間

国道23号(名古屋南部地域)

緑区大高町

(名古屋南インター交差点)

海部郡飛島村

(梅之郷交差点)



※写真はイメージで現地の状況と必ずしも一致しません。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7323

お問い合わせ

トラックの保険なら 「中部交通共済協同組合」

トラック運送事業者に、安心と安全をお届けします。
We ensure your relief and safety.



次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みをしていただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営業者
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



事故防止への取り組み

- 特別適性診断の実施
“国土交通省認定”
- 一般適性診断
～運転適性診断巡回サービス～
～可搬型運転適性検査機器貸出～



- 特別指導講習
- 一般講習会
- 個別講習会
- 管理者向け講習会

- 適性診断受診手数料補助
- 研修料補助
- 事故防止機器導入補助
- 運転記録証明書等
交付手数料補助



- コメンタリー運転の推進
- 各種表彰制度
- 事故防止啓発グッズの作成・配付
- 事故防止DVDの貸し出し
- 個別事業所訪問

共済商品のご案内

交通共済事業のほかにも、自賠責共済、また交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し組合員の皆様のリスクマネージメントをトータルに行っています。



組合員特典

- 無料ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。
- 割戻制度 ■ 配当制度 ■ 組合員等表彰制度
※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。
- 商工中金の融資資格 ■ 無料法律相談

SDGsへの取り組み



中部交通共済は組合員の皆さまとともに
SDGsの達成に貢献します!

わたしたち協同組合だからこそできる地域に根差した取り組みで、
これからの世代が安心して過ごすことができる未来を作ります。
まずは人にも環境にも優しい「エコドライブ」からスタートします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。



詳細は、
ホームページへ

中交協



スマホにも
対応しています!

www.chukokyo.jp

名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102

名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス 202号



NGV

クリーンな排気ガス&石油代替エネルギー

エネルギー
セキュリティに
貢献

天然ガス自動車

は将来も安心してご利用いただけます。



大型天然ガストラック(車両総重量25t)



天然ガス小型バン

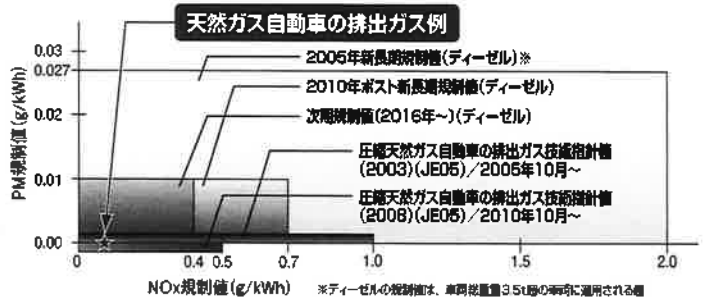


天然ガストラック

愛する地球の
未来のために
天然ガス自動車で走ろう!!



天然ガストラックはポスト新長期規制適合車です。
粒子状物質(PM)排出は0(ゼロ)です。



重量車(車両総重量3.5t超~12t以下)のNOx・PM規制値との関係

天然ガス自動車はエネルギーの強靱化に貢献します!

エネルギーの約98%を石油に依存する運輸分門において、天然ガストラックの導入は、トラック輸送の安定化と大規模災害時のセキュリティに貢献します。

天然ガスは世界各地に分布するため安定供給が可能で、シェールガス開発により可採年数も約250年に増大し、石油代替エネルギーとして注目を集めています。



シェールガスの採掘イメージ

[お問い合わせ] 東邦ガス株式会社 エネルギー計画部 エンジニアリンググループ
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766

